

平成 20 年第 4 回多賀城市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 20 年 12 月 11 日（木曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 阿部 五一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 雨森 修一 議員

8 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 石橋 源一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長 相澤 明

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 内海 啓二

総務部理事(兼)管財課長 佐藤 昇市

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主幹 櫻井 道子

主事 鈴木 直子

午前 10 時 00 分 開議

○議長（阿部五一）

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 4 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部五一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において巻原清議員及び佐藤恵子議員を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長（阿部五一）

日程第 2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

6 番金野次男議員の登壇を許します。

（6 番 金野次男議員登壇）

○6 番（金野次男議員）

おはようございます。

私の 1 点目の質問は地震対策でございます。

学校施設は、子供たちの学習拠点、災害時は地域の防災拠点として避難所となる学校施設の第 2 の補強対策、第 2 の補強とは、耐震設計に構造計算表によって実施されることが不可欠な窓ガラス等でございます。

私は、本年 11 月 5 日から 6 日、2 日間かけて、仙台市で行われた、40 人以上の講師が発表するシンポジウム・震災対策講演会で、主に、「岩手・宮城内陸地震現地報告と今後の震災対策についての教訓」と題して、栗原市消防本部からは捜査活動報告、花山支部からは協働活動報告、社会福祉協議会からは避難所及び救護活動報告、その他関係自治体等を拝聴でき、改めて岩手・宮城内陸地震の驚き、恐れを感じとり、今後何をしなければならないのか、地震後の対策について、市民の避難所となる学校施設についてお伺いいたします。

本講演を聞いて、関係者と栗原市の避難所、花山の学校と花山コミュニティセンターを視察しましたが、学校避難所の窓はやはり破損しておりました。現在、一迫の避難所の中学校体育館は、非構造部等は、12 月になってもいまだ修復されていないのが現状です。体力成長期の子供たちが、部活もできず 6 カ月になろうとしています。

本市の場合はどうであろうか、学校施設耐震化について、市長は、「児童・生徒の安全で安心な教育環境の整備は、何よりも最優先に確保しなければならない。今年度中に山王、多賀城東小学校の耐震化が完了し、第二中学校及び天真小学校については、地震補強設計発注に取り組む」との回答でした。

公立小中学校で耐震化が終了したのは、県内で白石、岩沼、登米市の 3 市に肩を並べ、躯体はほぼ 100%の数字ですが、非構造物はどうか。構造体や構造部材に比べ、剛性が小さく、地震等における挙動が複合的で複雑な性能のことから、その解析を図り、対応が要求され、については、耐震設計には構造計算表によって実施されることが不可欠な物件であります。

本市においても、一部の学校、教室、体育館等において耐震強化ガラスが使用されておりますが、今後、学校施設非構造部対策をどのように考えているかをお伺いするものです。

2点目は、災害用備蓄品、水、食料等を、各小中学校へ最小限備蓄するべきではないかについてであります。

近い将来、確実に発生が予想される、宮城県沖地震の再来、地震を初めとする自然災害は、いつ、どこから襲ってくるかわかりません。それを迎え撃つために、みずから守る努力、地域の人々の連携、行政の考え、3点がしっかり組み合わせられた形で、事前の対策を講じるのが大切と思います。

私は、各決算・予算委員会において、災害用備蓄品を分派すべきではないかと言いつつまいりましたが、現在、大代、山王地区公民館、主に市役所防災倉庫に七、八品目分散備蓄しているのが現状です。

災害時、本市の避難者想定は 3,981 人となっております。災害用備蓄品購入計画は、平成 14 年度から平成 28 年度、15 年間計画で食料 2 万 4,000 食、乾パン 8,000 食、アルファ米 1 万 6,000 食、毛布 1,400 枚、その他多数を計画どおり備蓄整備し、また、総務部の関係職員の御努力により、災害時における支援協力に関して、多くの事業所と応急生活物資、医療品、食料品、日曜雑貨等、締結されたことに対しては敬意を表します。

今回、私の提案は、子供たちが大半を過ごす小中学校で、万一在校中に災害があったとしたら、両親は我が子の安否、子供たちは不安と恐怖、教員は災害マニュアルにのっとり行動すると思いますが、私の体験から、災害時は約 2 日間ぐらいは救援物資支援ではなく、生存者の救助、生命の安全が第 1 条件であります。最小限の食事、学校に救助員が到着するまで、親子が再会できない場合、その子供たちの水、食事を一体どうするのか、真剣に考えるときと思います。

本市の学校給食は、平成 14 年度から多賀城市学校給食センターから、小学校東部、西部コース、中学校コースとなり、築 6 年といえども、センターも被災、道路は寸断、各学校に給食が行き届かないのが現状ではないかと思われまます。

城南小学校は、避難所となっておりますが、今回の補正予算特別委員会において、当局から、平成 21 年度から指定避難場所となり、すべての各小中学校が大規模災害時避難所となるわけです。市役所防災倉庫に備蓄している一部、最小限の食料品等を、空き教室を利用して、早急に対応すべきではないか、市長の見解をお伺いするものです。

3点目は、交通弱者対策であります。

佐藤恵子議員が決算・予算委員会にたびたび御質問、また、きのうの一般質問においても笠神住民の塩竈方面への交通路線の確保についてと、同質問になろうかと思ひます。

私も笠神の住民です。11月30日、地区防災避難訓練で、戦前・戦中・戦後と、地域のため、多賀城市のために頑張ってきた地域のお年寄りの足であるバス路線について、避難場所のグラウンドでも話しました。

また、自宅まで押しかけられ、猛烈な要望を受け、笠神住民の年配の方々は、塩竈市が生活圏内であることの多さに私はびっくりいたしました。

昨日の佐藤議員の一般質問で、当局の回答を見ますと、「しおナビ 100 円バス」導入経過と現在の状況を、また、七ヶ浜循環線については、下馬バス停留所を起点としていることから、停留所の復活困難、バス運行経路、料金、運行車両の規格等については、関係機関と協議するとの答弁でした。

現在、多賀城東部には多賀城東部線、七ヶ浜循環線、「しおナビ 100 円バス」の、一部 3 路線が通っております。その中で、最近の NEW 北部、東部、西部、「しおナビ 100 円バス」東部コース約 40 分試乗してみて、何とこの路線は、塩竈市内の空白地帯を駆けめぐり、市民の交通弱者対策の足であると実感しました。関係者と話をする機会があり、紹介いたします。

1 日 1,000 人以上が利用し、3 年間で利用者が 100 万人を突破、「しおナビ 100 円バス」が 10 月 28 日から市内循環コースに加え、北部、東部、西部ルートを試行運転を開始、おかげで笠神、花立、下馬一部も新たな市民の足として期待されているこの路線、この東部コースも、職員が地域の住民の意見、要望を聞き、みずからバス停留所を選択し、特に駅、病院等に重点を置いたそうです。

昨日の市長の答弁、一晩では答弁は変わらないと思いますが、笠神の住民の思いも今後しっかり取り入れていただきたい。

次に、2 市 1 町、塩竈・多賀城・七ヶ浜線の路線バスの地域交通会議について、それぞれの構成員が議論すると思われませんが、特に七ヶ浜循環線においては、本市笠神地区の空白地帯を積極的に議論していただき、今後の運行方向についてお伺いするものです。

以上で御質問を終わりますが、きのうの佐藤議員への答弁に重複しない回答をお願いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

金野議員の御質問にお答えいたします。

御質問のとおり、本年 6 月に起きた岩手・宮城内陸地震を受け、山王小学校校舎及び東小学校校舎の一部につきましては、耐震化事業にあわせ、強化ガラスの入れかえを終了しております。

また、これまでも御説明しております天真小学校の校舎と屋体、及び第二中学校の校舎につきましても、強化ガラスを含めた内容で耐震化工事を予定しております。

強化ガラス未設置校の校舎及び屋体への入れかえ工事につきましては、引き続き整備してまいりたいと考えております。

第 2 点目は、小中学校への災害用備蓄品の備蓄についての御質問ですが、金野議員御指摘のとおり、現在、市内の小中学校については、城南小学校を除くすべての学校を、大規模災害時の指定収容避難所として指定しており、災害時には避難住民の方々の生活の場にもなることから、それぞれの避難者数の想定に基づいて、必要最小限の食料や水、毛布等の生活物資を確保しておかなければならないと考えております。

また、金野議員の御質問にもありましたように、児童・生徒が在校中に地震が発生した場合には、給食の実施や水道の使用が不可能になったり、児童・生徒を保護者に引き渡すまでに相当の時間を要するというような状況も想定されるところでございます。

現在、本市では、平成 14 年度から年次計画で食料品等の備蓄を進めており、災害時のリスク分散と円滑な物資供給を図るため、備蓄品を市役所防災倉庫、大代地区公民館及び山王地区公民館の備蓄倉庫の 3 カ所に分散して備蓄しているところでございます。

しかしながら、地震発生直後の児童・生徒への給水や給食等の救助活動、また、避難所の開設後に、避難住民の方々に対し、迅速に食料等の供給等を実施していくためには、各避難所への分散備蓄ということも考慮していく必要があることから、今後、教育部や各学校長とも協議しながら、教育活動に支障がない範囲で、学校施設を利用した分散備蓄を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、交通弱者対策についてお答えいたします。昨日の佐藤議員にもお答えしておりますが、七ヶ浜循環線の笠神地区におけるバス停留所設置につきましては、運行するバスの多くが、下馬のバス停留所を起点としていることから、往路と復路が異なる経路となっており、バス停留所が設置できない状況になっていることを、まず御理解していただきたいと思っております。御指摘もございましたけれども。

この七ヶ浜循環線は、現在、運行主体である七ヶ浜町において効率的な運行を目的に、料金、車両規模を含めたバス路線の再構築の検討を始めたと聞いております。

本市といたしましても、その状況を注視していきたいと思っております。

次に、2 市 1 町における今後の路線バス運行の方向性について回答申し上げます。生活の足の確保と将来の交通体系づくりを目標に、2 年ほど前から、2 市 3 町の担当者が集まり、バス担当者会議を開催しております。

しかし、各自治体が掲げる運行目的や料金体系が異なるなど、難しい課題があると聞いておりますが、担当者には、今後とも総合調整を図るよう指示しております。

また、昨年 12 月 20 日から、多賀城北日本自動車学院が運行を開始しております「多賀城おでかけバス万葉号」のように、送迎バスに一般利用者が乗車する、いわゆる混乗方式という運行形態も、少子高齢化が進む中で、地域連携、市民協働の観点から、積極的に検討したいと考えております。

先ほど御指摘のとおり、「一晩では変わらない答弁とは思いますが」ということが最後にございましたけれども、やはり変わらず、申しわけありません。

ただ、やはり 2 市 3 町の首長さんが集まる機会がいろいろとこれからもあるわけでございますから、担当者同士で話ししているバス担当者会議というのがあるわけで、その結果を踏まえながら、何らかの形で、これからの 2 市 3 町のあるべきバス路線のあり方、これもちょうと私も考えていきたいという思いでございまして、少しは変わったかと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（阿部五一）

6 番金野次男議員。

○6 番（金野次男議員）

まず、1 点目の地震対策について、第 2 の補強対策は、今、市長が答弁なさったように、逐次計画してやられるということで、なお一層、子供の安心・安全、また、地域の防災拠点となることに御努力をお願いしたいと思います。

2点目の、災害用備蓄品、市長は、教育部や学校長で協議して、分散備蓄を進めていきたいということでした。

私の要望としては、現在、庁舎裏の防災倉庫にある乾パン、アルファ米 3,500食、毛布 700枚、その他の一部を、各小中学校へ、基準をもってしっかり早急に備蓄していただきたいと思います。教育長がこの場所におられますので、教育長の御所見も伺いたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（阿部五一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

学校施設、現在、城南小学校は外れておりますが、やがては城南小学校も含めて、すべての学校施設が避難場所となるというふうなことを考えれば、避難場所として具備すべきことは何かというふうに考えれば、医療とかそういうふうなものは、私たちのできることではありませんので、次にというふうなことになるれば、やはり水とか食料とか、そういうふうなものが避難場所に具備されてあれば、これは、もちろん子供の安全・安心ということもあります。避難場所となれば子供だけではございませんので、そういう点では大変有効ではないかというふうに考えております。

○議長（阿部五一）

6番金野次男議員。

○6番（金野次男議員）

今、市長からと教育長からの御答弁をいただいて、あとは学校長のお話を聞いたらいいと思いますので、あと、次の、きのうの最後ですが、市長の答弁を聞くと、路線バスの変更、新たなルート変更は難しい。でも、私は、笠神の怖いおばちゃんたちに説明する義務があるのです。

それで、七ヶ浜が主催する七ヶ浜循環線ルート変更、来年の夏ごろと言われましたけれども、そのときの地域交通会議の構成員、構成員というのがありますね。また、私はよくわからないのですが、法的な手続もあると思いますけれども、その辺、おわかりであればお願いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

市長公室長から答弁させます。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

今のところ、その構成員の具体的な構成のメンバーというものは、七ヶ浜町からは聞いてございませんけれども、交通関係、それから地域の方々、警察も多分入ったかと思っておりますけれども、それから学識経験者等が入って、七ヶ浜町の方でその会議を開催するという運

びになってございまして、それに多賀城が入るかという、どうもちょっと入らないような状況なのかと。

ただ、行政側は、そのバス担当者会議の方でそれらを受けまして、いろいろ今後協議していくという形になろうかと思えます。

○議長（阿部五一）

14 番相澤耀司議員の登壇を許します。

（14 番 相澤耀司議員登壇）

○14 番（相澤耀司議員）

私の質問は通告書のとおりであります。

まず、第 1 に、企業誘致についてお聞きいたします。

議会に、八幡字一本柳地区の工業団地化構想についての説明がありました。このことにつきまして質問をいたします。

この構想に当たっての慎重な準備は当然必要なこととありますが、メリット・デメリットをしっかりと調査し、多賀城市においてほかに財源の伸びが期待できる要素が少ない中で、座して先細りになることのないように、決断した以上、市長は自信と勇気をもってしっかりと進めていただきたいと思います。

その説明の中で、土地価格が他の市町村に比較して割高になることが想定されております。例えば、免税を 5 年間実施するとか、少しでも誘致に有利な何らかのセールスポイントを設けるべきではないでしょうか。

そして、あわせて、既に多賀城市において頑張っている既存の企業も、安心して存続できる環境整備を進めるべきではないでしょうか。

例えば、仙北のある企業が撤退しようとしたときに、その町の町長さんたちがそろって本社に陳情し、存続したという事例がございまして、企業が多賀城市において頑張ることが大いなる貢献になりますし、新たな企業が安心して活動できる見本にもなると思えます。

また、新たな企業が動き出すまではある期間が必要です。安定的な見通しができるまでには、既存の企業が元気でいてもらう必要がございまして、市長のトップセールスを進めるためにも、工夫して、英知をさらに引き出し、あらゆるセールスポイントを準備しておく必要があると思えます。

第 2 番目の質問は、乳幼児医療費助成についてお聞きいたします。

宮城県におきましては、ゼロ歳から入学前までの入院の医療費を無料化し、さらにゼロ歳から 2 歳までの通院の医療費を無料化しております。

多賀城市においては、3 歳までの医療費を無料化しておりますが、ゼロ歳から入学前までの通院の医療費を無料化すべきではないでしょうか。

.....。

.....。

.....

最後に、第3番目の、緊急保証制度の円滑な運用についてお聞きいたします。

原油高で打撃を受ける中小企業の資金繰りを応援する緊急保証制度が、10月31日にスタートしてから1カ月を迎えます。

この制度は、全国の信用保証協会が保証を行うことで、金融機関の融資を受けやすくするセーフティネット保証を拡充したもので、好評を博しております。この緊急保証制度は、ほぼ全業種の618業種が利用できるなど、さらにふやす予定があると聞いておりますが、中小企業にとって使いやすい制度になっております。

このため、予想を上回る中小企業が利用を希望し、スタートから約1カ月強で、全国累計約3万件、総額1兆円分の保証が決定したと言われております。

この制度を利用して融資を受けるまでには、中小企業の本店がある市町村での対象業種の認定から、地元の信用保証協会での保証の審査を得て、金融機関での融資の審査という手順がありますが、現在利用希望者が殺到しており、市町村での認定や保証協会での審査がおくれるケースが見られます。また、融資に慎重になっている金融機関も一部に見られます。

このために、融資がなかなか決まらないとか、窓口の対応が鈍いなどの声が上がっております。多賀城市の認定や信用保証協会の審査がおくれることのないように、対策を講ずるべきではないでしょうか。

以上、私の3点の質問に対する市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

相澤議員から、大変力強い言葉をいただきました。

そして、御質問の中で、仙北のある企業の撤退に対し、町長等が本社に陳情した結果、存続したとの話がありました。これから本格的に企業を誘致するためには、とても重大なヒントをいただいたと思っております。

私は、これまで企業誘致活動をし、また、成功例を聞き及んできました。土地の価値や優遇策がある程度横並びである場合、最後の決め手は、情熱と申しますか、熱意なのではないかと思っております。

それも、首長や担当者の熱意はもちろんのこと、地域社会全体が企業を迎え入れたいという、そういう気持ちが誘致の決め手になるということで、ぜひ議員各位におかれましても、どうぞ御協力をよろしくお願い申し上げたいというふうに思っております。

説明会では、土地の価格について言及いたしました。土地の価格は、その土地の利便性、機能性、満足度によって市場がつくるものと思います。投資しようとする商品の価格が、その価値に見合っているかであり、いわゆるコストパフォーマンスの高さが大事であろう

と思います。そういう意味では、一本柳地区は企業にとっても十分魅力的であろうと思っております。

ただし、相澤議員御指摘のとおり、優遇策も必要になってくると思います。コストパフォーマンスにすぐれ、優遇策を有し、地域の熱い情熱を企業に伝えることができるならば、立地する企業もあらわれるものと思います。

なお、優遇策についてでございますが、企業誘致は地域間競争でもありますので、他の市町村に見劣りしないような優遇策を探ってまいりたいと考えております。

また、既存の企業への環境整備でございますが、既存の企業は、本市にとって発展の礎になった大事な企業であることから、増改築などの新たな設備投資に対しましては、この工業団地化による新たな進出企業への優遇策と同様に、何らかの優遇策をつくってまいりたいと思います。

そして、本格的な環境整備につきましては、この工業団地化が一段落した段階で考えてまいりたいと思っております。

多賀城に工場連絡協議会というのがございますけれども、その会合に年に2回ぐらいですか、私も参加させていただきますけれども、何か必要なものがあれば、新しい企業を誘致するだけでなく、既存の皆様にもお力添えをしたいと思っておりますので、ぜひいろいろと御提言いただければということも、私、常日ごろから申し上げております。

ですから、新しい企業が来たからとか何かでなくて、大分もう歴史のある工場団地でございますので、そちらの方の手当てもしてまいりたいというふうに思っております。

次に、乳幼児医療費助成について御質問でございますが、昨日、藤原議員、深谷議員にお答えしたとおりでございますが、重要な子育て支援策としての思いは相澤議員と共有しておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、緊急保証制度の円滑な運用についての御質問ですが、昨今の急激な原油、原材料価格や仕入れ価格の高騰により、中小企業を取り巻く経営環境は非常に厳しいものになっております。

本市におきましても、御承知のとおり、本年9月に「燃油高騰対策利子補給金交付事業」を創設し、その影響を受けている市内の中小企業者の方々に対する支援策を講じてきたところでございます。

このような状況の中で、国では、ただいま相澤議員から御紹介のあった、中小企業者に対する資金調達対策として、10月31日から、「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」が開始されました。

この制度は、経済産業省の指定業種である中小企業者を対象とし、融資を受ける前提として、市町村が対象業種の確認のほか、売上高や利益率の減少といった基準を審査し、認定を行うことになっております。

今回、指定業種が600を超える業種に拡大されたこともあり、本市でも、昨年度は5件あった認定件数が、開始から1月足らずで既に11件の申請を受理しているほか、事前の問い合わせもふえてきている状況でございます。

これから年末を控え、申請や問い合わせ件数の増加が予想されることから、日ごろから事業者の経営、金融等の相談業務に携わり、指導業務に精通している多賀城・七ヶ浜商工会に協力を要請したところでございます。

今後は、双方で連携を図りながら、なお一層、適正かつ迅速な認定業務に努めてまいりたいと思います。

また、融資の審査機関であります金融機関や信用保証協会に対しましても、審査が円滑に進められるよう、働きかけを行ってまいりたい所存でございます。

○議長（阿部五一）

14 番相澤耀司議員。

○14 番（相澤耀司議員）

ぜひ、情熱と勇気を持って、企業誘致を決断した以上は、どんどん進めていただきたいと思ひますし、さらに、今、御答弁のあったように、既存の企業にも何らかの手厚い応援をお願いしたいと思ひます。

ちょっと話題がずれますけれども、私も TMO の発足に 10 年ほど関係しまして、結果的には解散しましたけれども、黒字で解散できたことが誇りでございますし、さらに、その 10 年間でいろいろなまちづくりの勉強ができた。また、一緒に参加した人たちも、多くの勉強をしたという強みがございます。

TMO は、発足当初から、どうせつぶれるだろうと、全国 99%がつぶれているという批判のもとに出発しました。しかし、結果的には、私は大きなプラスだと思ひていますし、当市にとっても現実にもプラスでした。

ですから、批判する人は多いです。いろいろな形をやろうとするときは、しかし、きちんとした調査、あるいは慎重な調査を踏まえているならば、勇気を持ってぜひ進んでいただきたいと思ひます。

それから、3 点目の、緊急保証制度ですが、実際には、銀行の方で、「貸すと返ってこない。返されない」、それで自己資本比率ですか、これが少なくなるとか何かの心配が出ているようなうわさも聞いておりますが、その辺は、例えば、市としてその銀行を何らかの形で応援してあげるとか、いろいろな手法があるのではないかと思ひます。ぜひその辺のところを細やかに目配りされて、安心してスムーズに借りられるような態勢をお願いして、再質問を終わります。答弁は結構でございます。（「議長」、「後でできないのですか」、「いや、今です」の声あり）

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

.....
.....
.....。
.....。
.....
.....
.....。
.....
.....
.....。
.....。

○議長（阿部五一）

相澤議員、何かありませんか。

○14 番（相澤耀司議員）

.....。

○議長（阿部五一）

この問題は、ほかにもいろいろ意見を持っている方がいるようでありますから、ここではなくして、改めて議運でいろいろ取り上げていきたいとこのように思います。（「1 点だけいいですか」の声あり）議運でやりましょう。議運でできませんか。（「すぐ終わります」の声あり）ではどうぞ。藤原委員。

○10 番（藤原益栄議員）

.....
.....
.....
.....。

○議長（阿部五一）

9 番板橋恵一議員の登壇を許します。

（9 番 板橋恵一議員登壇）

○9 番（板橋恵一議員）

何か一般質問のタイミングがずれたような感じですが、気を引き締めて、簡単明瞭に 1 回目の質問をさせていただきます。

まず初めに、太宰府市との友好都市交流事業についてです。

市民の相互交流や文化・芸術、産業、観光、教育など、さまざまな分野での交流を目的に、平成 17 年 11 月に福岡県太宰府市と友好都市の協定を締結されました。

ことし、太宰府市との友好都市交流の一環として、9月に開催された「第26回太宰府市民政庁まつり」へ、宮城産「ひとめぼれ」の新米150キログラムを、仙台農業協同組合の協力によりまして太宰府市に送られ、市民の方にプレゼントされました。

これは費用対効果の観点により、その後どのように進展されているかお伺いいたします。

第2点目は、行政革新度についてです。

行政革新度は、各都市の行政運営の改革度合いを探るため、行政運営を大きく、情報公開を初めとする透明度調査、行政評価やアウトソーシング、職員提案制度などの実施状況で見る効率化、活性化度調査、市民が行政とともに地域づくりに参画できる体制づくりを中心とする住民参加度調査、窓口サービス、公共施設サービスの利便性である利便性度調査の四つの要素に大別された調査です。

その質問項目の指標を説明させていただきます。

まずは、透明度調査の指標、これは21項目から成っております。一つは、条例に基づく情報公開制度の有無、二つ目として、情報公開条例への知る権利の明記の有無、三つ目として、住民以外の情報公開請求資格の有無、四つ目、電磁的記録の情報公開の有無、五つとして、情報公開審査会の設置の有無、六つ目、行政文書の情報公開に当たって、閲覧手数料徴収の有無、七つ目、市長交際費の使途公開の有無、八つとして、外郭団体の情報公開の有無、九つ目、個人情報保護条例の有無、10個目、議会議事録のホームページなどでの公開の有無、11、議会審議のインターネット中継の有無、12として、附属機関への会議公開の有無、13、受け付け住民の意見、要望に必ず回答する規定の有無、14、住民の意見、要望に必ず回答する規定への回答期限の明記の有無、15、オンブズマン制度の有無、16、オンブズマン制度のタイプ、17、監査委員への民間人登用の有無、18、工事以外の入札予定価格の事前公表の有無、19、工事以外の入札予定価格の事後公表の有無、20、行政評価結果の公開の有無、21として、指定管理者の選定プロセス、結果のホームページ上での公開の有無という21項目。

次に、効率化、活性化度の調査の指標は、これは30項目ですが割愛させていただきます。

三つ目として、住民参加度の調査の指標は14項目から成っています。

四つ目として、利便性の調査の指標は26項目から成っております。

これで、計91項目の指標の構成での各要素の調査結果を踏まえて、市民への本市の行政サービス向上へ、これからどのように努めていかれるか、この調査資料に基づいての結果に基づいて、当市の今後の市民サービスについてお伺いいたします。

次に、3点目は、広域行政についてです。

2市3町、塩竈市、多賀城市、利府町、松島町、七ヶ浜町の広域行政事務は、塩釜地区消防事務組合と塩釜地区環境組合、それと塩竈斎場、そして、1市3町として構成されている多賀城市、利府町、松島町、七ヶ浜町の広域行政事務は、宮城東部衛生処理組合であります。

その3組合、4施設の現在の運営状況と、負担されている負担金の割合、それと、今現在、公債費の元本と金利、これは平成19年度末の現在高でよろしいですから、お伺いいたします。

それにあわせて、各市町の首長会議と事務担当者レベルでの会議の内容をお聞かせいただきたいと思っております。

以上で私の最初の質問を終わります。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

板橋議員の御質問にお答えいたします。

本市では、市民の相互交流や文化・芸術、産業、観光、教育など、さまざまな分野での交流が行われることを目的に、友好都市を結んでおりますが、太宰府市への宮城県産米の提供につきましては、産業交流の一環として行ったものでございます。

実施に当たっては、JA 仙台の御協力を得たもので、おいしい宮城米を「太宰府市民政庁まつり」の会場で太宰府市民へ提供することにより、多賀城のことを知ってもらい、将来的には宮城米の販売促進につながることを期待したものでございます。

配布した袋には、注文を促す文書も同封いたしましたが、残念ながら、直接 JA 仙台への注文は現在のところございません。

なお、今回の宮城米の配布については、できるだけ経費がかからないように、お米を宅配便で送り、太宰府市の職員に配布をお願いする形をとっております。

また、太宰府の物産についても、あやめまつりの会場で、本市の職員が販売するなど、双方で協力しながら交流を進めているところでございます。

このような友好都市との交流活動については、即効性のあるものではなく、徐々に浸透させていく地道な努力をすることによって、効果が上がっていくものと考えております。

次に、行政革新度についての御質問にお答えいたします。

この調査は、日本経済新聞社が隔年ごとに、東京 23 区を含む 806 市区を対象に実施したもので、その結果は、専門情報誌「日経グローバル」に掲載されたものでございます。

今回が第 6 回目に当たり、行政サービス水準調査及び行政革新度調査の二つの調査から構成されています。

行政サービス水準調査は、公共料金、公共施設数、民間も含めた病床数など合計 38 項目ごとに、偏差値、サービスの数を集計し、各市区のランキングを実施したものです。

この調査では、全国市区の各ランキングは未公表ですが、東北地方の自治体の 7 割以上が全国平均を下回ったことが報道されています。

一方、行政革新度調査は、板橋議員から御紹介があったとおり、透明度、効率化・活性度、市民参加度、利便度の四つの側面から、各市区の行政運営を比較したものであります。

この調査の項目は 91 項目で、主な項目は、情報公開条例の内容、議会審議のインターネット中継の有無、行政評価システムの状況、民間委託の状況、指定管理者制度の状況、パブリックコメントの制度化、非営利組織への支援策、土・日、夜間の窓口事務開設状況等であります。

行政革新度調査による多賀城市のランキングは、県内では 13 市中第 4 位、全国では 377 位と、平均的な位置づけとなっております。

ちなみに、前回調査での 398 位から、若干でございますが、市民参加度の評価が上昇したことを受け、377 位とランキングがアップしたことになりました。

しかし、利便度評価においては、出張所などにおけるサービス項目など、本市にとって不利な項目との関係から、前回調査に比べ、若干評価が低くはなったものの、この調査は毎年実施される国・県による義務的な調査項目以外の項目も含まれていることから、行政サービスの充実及び行政改革の推進の参考になるものと思われま

す。今後とも、これらのデータを初め先進自治体の取り組みを積極的に研究し、今後の行政経営に生かしてまいります。

最後に、広域行政についての御質問についてお答えいたします。

広域行政の運営につきましては、住民サービスの向上及び事務の効率化等の観点から、構成市町が同一である塩釜地区消防事務組合と塩釜地区環境組合の統合を検討しているところでございます。

一方で、消防業務については、平成 18 年 6 月に消防組織法が改正されたことに伴い、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が作成され、その中で、平成 24 年をめどに広域化するよう示されており、県では、宮城県消防広域化推進計画を策定中でございます。

したがいまして、一部事務組合の統合及び業務運営につきましては、消防広域化の進捗を視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。

さらに、各市町ごとに実施している行政事務の中でも、広域行政として取り組むことにより、住民サービスの向上が図られる業務については、組織統合等の検討の中であわせて検討していきたいと考えております。

質問の中で、負担金の金額等というような話がございましたけれども、ちょっとそこまで今調べていませんでしたので、ちょっと答弁しかねることをお許し願いたいと思います。

○議長（阿部五一）

9 番板橋恵一議員。

○9 番（板橋恵一議員）

最初の質問は、ある席で、JA の高野組合長と、多賀城から選出されている 2 人の理事さんと同席した中で、「これだけ多賀城の市長が力を入れてやっていただいたのに、なかなか効果が出てきていないのですけれども、どうなっているのでしょうか」と、組合長から直接私も聞かれたものですから、それで慌てて調べましたら、ちょうど議会近くになって、ちょっと一般質問の方に入れさせていただきました。

やはり、私たち生産者は、商品を提供した場合、有償の場合はそんなに気にしないのですが、やはり無償でやっとなれば、それだけの見返りというのを、人間だれしも気持ちにはあるのではないかと思いますので、その辺を、市長、酌み取っていただきながら、太宰府市の市長に電話一本していただいて、1 俵ぐらい送っていただくような配慮をしていただきたい。運賃の方が高くなりますが、その辺よろしくお願

これだけ 11 月の多賀城の広報誌にも載っておりますので、市民の方も見ておりますので、やはり多少なりとも形をつけていただきたいと思います。これもちょっともう一言、市長の方から答弁をお願いします。

二つ目の、行政革新度調査、これは非常に私もお聞きするのを、どのようにお聞きしたらいいのか悩んだのですが、御答弁の中に、多賀城市は若干総合的に行政評価されてきているのではないかと。2 年前の指数と比較しても遜色ないようです。

ただ、トップは東京、大都市圏 23 区が多いようです。ベストテン。それだけやはり住民に対しての行政の配慮というのが出ているのかと。

参考にお話しさせていただくと、1 位は東京の三鷹市で、4 回連続トップというような形で、上昇していると。これは、三鷹市の市長は女性なのです。やはり女性に負けず劣らず、男性の市長ですから、その辺の市民の心を酌み取っていただいて、ポイントを一つでも、次回の 2 年後の調査では上げてもらうように御指導をお願いしたいと思います。これに対しても、もう一度御答弁をお願いします。

それと、三つ目の広域行政ですが、きのう、消防事務組合の件で、県内三つに広域化、消防本部を統合するという事で、昌浦議員が質問されていまして、私の方からはあえてお聞きしませんが、ただ、私もこの一般質問をするために、今まで提出された資料を一生懸命見ていましたら、宮城東部衛生処理組合からは平成 19 年度の決算報告書、説明書、一切届いています。

ただ、塩釜地区消防事務組合、あと塩釜地区環境組合、塩竈斎場、これはすべて負担金が多賀城からも出ていますね。斎場に対してはことしの当年度予算で 885 万円、宮城東部衛生処理組合に関しては 8 億 4,845 万円、塩釜地区消防事務組合には 5 億 9,523 万円、あと塩釜地区環境組合には 4,905 万円。これは多分人口割、あと応分割等で負担額は算出されているとは思いますが、これだけの結構な負担金を支出している割には、余りにも議会での報告が簡素過ぎるのではないかと。議会の最後に各広域行政事務組合の報告が入っていますが、本当にどういふふうな内容を協議されたのかというのは出てきていません。やはりその辺は、宮城東部衛生処理組合に関しては、市長は管理者、ほかの二つに関しては副管理者というふうな形で、皆さん方、首長さん方も入っていますし、議会を代表して、私たち同士も組合議会に行っておられます。

今後、こういうふうな何億円と支出されている負担金に対しての、やはり今一度、私も気を引き締めて、今後いろいろ御質問させていただきますが、いずれ、どこでも厳しい財政状況になっています。今後はこういう一部事務組合のあり方というのも早急に、首長さん方の会議のテーブルにのせていただいて、私も研修会にことし一、二回出かけて行って聞いた中で、一部事務組合は、先行き行政の負担が大きくなるということで、今の時点でやはり独立してもらうとか、そういうふうな形で、負担金は出すとしても、考えていかなければならない時期に来ているのではないかと、という話をされている大学の教授もおられます。

その辺で、今後、2 市 3 町の広域でやっている塩釜地区広域行政連絡協議会ですか、あとは、もう一つ、資料を見ていましたら、宮城・黒川ブロックごみ……、これはごみ処理の方だけですが、広域化推進協議会というのを、いまでもまだ存続されているのでしょうか。もう存続されていないのか、その辺をもう一度御答弁お願いいたします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

最初の、太宰府市に米を送ったことをございますけれども、その効果、形をつけてもらいたい。私、答弁したように、何も見返りがなかったといいますか、反応がなかったということをございます、このきっかけをつくったのは実際私をございますから、何かというと、向こうの太宰府の井上市長にお米を送ったところ、井上市長さん自身が農家をやっている方をございます、自分で米をつくっているということで、品種が違うんですね。向こうでつくっている米とこちらでつくっている米が品種が違ふと。「幾ら一生懸命つくっても、こういうおいしい味は出せませんよ」ということにヒントを得て、JA 仙台の高野組合長さんなどがいる前で、そういうふうなことをやってみたらいかかかなということをございます。たまたま JA 仙台の方で、これだけの量のをいただいたわけをございますけれども、本当は買わなければいけなかったのでしょうか、向こうの JA 仙台の方々の気持ちでまけていただいたということをございます。

これは、これで決着をつけようという気持ちは、全くさらさらございません。できれば、来年度かになるかと思ひますけれども、当然、JA 仙台の方、あるいは婦人部の方、商工会の方等、逆に、「太宰府の市民まつり」というのが、大宰府の政庁のところやって、毎年やっていらっしゃるものですから、できればこちらから乗り込んでいって、今度こそその決着をつけるべく、七ヶ浜のノリもございますし、そういうふうなものを、こちらからいろいろな道具といひますか、それなりのものをこしらえて、向こうに行つて、その効果が上がるような催し物もぜひやっしていきたいというふうに思ひますので、その辺のことも効果に上げて、これが効果が上がるかどうかまだわかりませんが、ぜひそういうふうな仕組みもつくっていきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

それから、これの 2 番目の質問をございます。行政革新度についてということ、これは 2 年に一遍されているものということになりますと、これは 398 位から 377 位になったということは、21 位ほどランクアップされたということ、これは、やはりいろいろと市民とのかかわり、市民が主体だということ、ここ 2 年間ぐらひやってきた成果のあらわれではないのかと私は思ひております。今、板橋議員のお話を聞いて、そういうふうにも思ひました。

三鷹は、恐らく相当前から、相当この関係は強かつたですね。ずうっともう十数年、20 年ぐらひ前からそういう状態であるのではないかと。

やはり、それと、この中に入つていませんでしたけれども、病院ですが、病院のあり方もこの中に入つてると。ただ、坂病院さんなどはたしか塩竈に入つてゐる。それから赤石さんも塩竈に入つてゐるということで、病院が幾らあるかということも対象になつてゐるはずですから、その辺がランクを下げてゐる要素ではないかというふうに思ひております。

ですから、これについては、よくその辺も、データ的なものも調べて、当然多賀城と塩竈はこれだけ隣接してゐるというのは、統計上はなかなか見えないものでございますから、その辺まで見ていただくといひのですけれども。ですから、その辺も考えながら、この調査結果を踏まえて、今後の行政運営に反映していければというふうに思ひます。

それから、宮城東部衛生処理組合のことは決算書でわかつてゐるけれども、ほかのところは全然報告が簡素であるというふうな御指摘をいただきましたけれども、私が市議会議員をやつてゐた 20 年ぐらひ前から、その報告のあり方については全く変わつてゐないのではないかと私は思ひます。ですから、もしその辺、おわかりにならないようなことがあれば、改めることは改めなければいけなひと思ひます。

ただ、一部事務組合のあり方が、今度独立でもいいのかということ、なかなかこれは難しいのではないかと私は思います。その辺が、恐らく、今からは環境組合と消防組合が、先ほど答弁しましたように、あるいは一緒になって簡素化すると、事務の処理上、簡素化するというふうなことは、これはあり得ることだと思うのです。

ただ、宮城東部衛生処理組合の場合ですと、御存じのように、塩竈が入っていないということで、行く行くは入るようになるかなというふうな思いもしますけれども、そういうふうになったときは、一つの総合的な、複合的な事務組合にしていけば、その辺が独立というふうに将来的につながっていくのかなというふうに思いますけれども、その辺のことまで視野に入れて、ちょっとまだそこまで視野に入れるべき時期ではないのではないかとこのように思います。

もし細かいことがそのほかにございましたら、あと担当の方から、あるいは副市長あたりからも答弁させますけれども、どうぞその辺よろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

9 番板橋恵一議員。

○9 番（板橋恵一議員）

一つ目に関しては、近いうち、組合長さんとお会いしましたら、市長の思いをちゃんとお伝えさせていただきます。

それと、二つ目は、これはこれからいろいろ行政サイドで努力をしなければならぬと、私たちがそれなりに協力を、お手伝いさせていただきたいと思います。

ただ、やはり最後のこの広域行政の方の資料というのは、議会がもう既に終わっているのですから、もう少し早目に私たちの手元にもらいたいのです。その辺は事務方になってくるとは思うのですが。

ただ、私、今回、2市3町の有志でやっている議員連絡協議会の1部会長をさせていただいて、うちの副部会長が、8項目にわたって市長あてに質問状をお上げしたのですが、残念ながら非常に簡素で、3項目しか書いていなかったです。私が事前に宮城東部衛生処理組合に行ってお聞きしたこととすっかり同じです。やはりもう少し、塩竈の方は、二つの課で、すべての項目、これは塩竈は、市長が塩釜地区消防事務組合と塩釜地区環境組合の管理者ですから、懇切丁寧に質問要旨に沿って御回答をしてもらいましたが、当市は本当に簡素でした。やはりもう1項目、2項目、もう少し詳しく、やはり誠意を持った回答を今後してもらおうべく、これは担当課の方からちょっと、部長から今の二つの点に関して御答弁をお願いしたいのですが、市長、よろしいでしょうか。市長に答弁してもらいますか。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

ちょっと質問の中身がわからないと答弁が……。〔「済みません、いいですか。議長、よろしいですか。いや、中身がわからないということですが」の声あり〕

○議長（阿部五一）

中身がわかりませんか。（「どういう分野の調査なのか、ちょっと中身がわからないので
す」「終わりだったらやめますが」の声あり）

通告外ですから。（「質問したことに対して執行部が答えられないということに対して、
今お聞きしておかないと、それも4回目になるので……」「いや、どういう分野のものな
のかかわからない」「広域行政です」の声あり）

それでは、板橋議員、もう一回、ではわかりやすく説明してください。

○9番（板橋恵一議員）

自分なりにわかりやすく質問しているのですが、まずは、1点は、広域行政に関する8項目
の質問について、御回答をよろしく願いますということです。一つは。

それと、塩釜地区消防事務組合と塩釜地区環境組合の平成19年度の決算書です。

あと、もう一つ答えていただいているのが、宮城・黒川ブロックごみ処理広域化推進協
議会が今でも存続されているのかどうかということです。この三つだけです。

○議長（阿部五一）

市長公室長。

○市長公室長（伊藤敏明）

では、私の方からただいまの御質問にお答えしたいと思います。まず、決算書について
は、所管する担当部長等と協議をして、これらは配るような方向で進めてまいりたいとい
うふうに考えてございます。（「配るような方向ということはないでしょう」の声あり）
それぞれの議員個人には行っていませんけれども、議会の方にはきちんとお渡しをしてあ
るといふ、2部くらいは行っているということなので、板橋議員は、それぞれ、議員おの
のいたきたいという、こういう趣旨であるかと私は受けとめましたけれども、第1点目
はまずそれでございます。

それから、少し前でございますけれども、調査項目8項目について問い合わせが、照会が
あったことは存じ上げております。

それで、その中で、来ていただいたのは塩竈の議員さんだったかと思えますけれども、そ
の議員さんからは、そのお答えしました3項目について、多賀城市では答えてくれとい
うことのでございましたので、その3項目をお答えさせていただいたということです。

それから、宮城・黒川の協議会につきましては、現在も存続しているということござい
ます。

○議長（阿部五一）

これで休憩をいたします。再開は11時半であります。

午前11時18分 休憩

午前11時30分 開議

○議長（阿部五一）

それでは再開をいたします。

13 番吉田瑞生議員の登壇を許します。

(13 番 吉田瑞生議員登壇)

○13 番 (吉田瑞生議員)

文化勲章受章者で作家の田辺聖子氏を、多賀城市文化センターの名誉館長に推戴し、お迎えすることについてであります。

著書「古典の旅・おくのほそ道」をあらわした田辺聖子氏は、多賀城市を訪れて、壺の碑を見、「覆堂の格子に顔を押しつけ、飽くことなく私は眺め続けた」と話しております。「立ち去りかねるところであった」と述べておられる田辺聖子女史を、多賀城市文化センターの名誉館長に条理と情理を尽くしてお迎えし、「史都そして詩都 多賀城」を市民協働で進展させるシンボル・象徴とすることについて伺います。

小説家の田辺聖子氏は、平成 20 年度の文化勲章を受章し、親授式は 11 月 3 日の文化の日
に皇居宮殿松の間で行われ、勲章授与後、田辺聖子さんが代表して陛下にあいさつをしま
した。

受章に際して、田辺さんは、「国文学を愛してきた。体力と知識を備えたら、歴史小説を
書きたい」と意欲を話されております。

田辺聖子氏の略歴、業績は次のとおりです。昭和 3 年 3 月 27 日、大阪市に生まれる。80
歳です。昭和 22 年、樟蔭女子専門学校国文科（現大阪樟蔭女子大学国文学科）を卒業、昭
和 39 年、「感傷旅行（センチメンタルジャーニー）」で第 50 回芥川賞を受賞、昭和 62
年、「花衣ぬぐやまつわる…」で第 26 回女流文学賞を受賞、平成 5 年、「ひねくれ一茶」
で第 27 回吉川英治文学賞を受賞、平成 6 年第 42 回菊池寛賞を受賞、平成 10 年、「道頓
堀の雨に別れて以来なり」で第 50 回読売文学賞、第 26 回泉鏡花文学賞、第 3 回井原西鶴
特別賞を受賞、平成 7 年、紫綬褒章を受章、平成 12 年文化功労者に選ばれました。

田辺聖子氏は、昭和 39 年（1964 年）、「感傷旅行（センチメンタルジャーニー）」で芥
川賞を受賞して以来 44 年余、今もなお創作を続ける現代日本を代表する作家です。

平易な大阪弁で生き生きと描かれる恋愛小説、中高年を主人公にした人生の応援歌とも言
うべき現代小説、上質なユーモアと深い洞察に富んだエッセイの数々、「古事記」から「源
氏物語」、「百人一首」を初めとして、古典を楽しく読み解いて、新しい息吹を吹き込ん
だ作品群、古今の詩人たちの魅力を改めて浮き彫りにする評伝、歴史小説、人間讃歌にあ
ふれています。

田辺聖子氏は、自著の「おくのほそ道」（平成元年 9 月 14 日、講談社刊）において次のよ
うに述べております。重要なことが多々述べられておりますから、少し長くなりますが御
容赦願います。

第 1 に、最初の「旅立ち」のところでは、次のように記しています。

「奥の細道」の冒頭部分は、何という美しくも緊迫した文章だろう。実を言うと、私は若
いころ、芭蕉に親しみを持てなかった。蕪村が好きであった。そのうち、いつか知らず、
少しずつ私は芭蕉に興味を持ちはじめた。中年になった私が興味を持ったのは、まず、さ
すらってやまぬ芭蕉の生き方である。生々流転のこの世と人生を見尽くした芭蕉には、死
もまた形を変えた生であることを思い、常々背に張りついた死を意識して生きていたので
あろう。しかし、そこには悟り済ました臭味はなく、この世で人々から受けた優しみを繰

り返し謝すのである。人生や人間を深く凝視して、それが芭蕉の優しさの厚みになったように思われる。「彼の書簡集を読んで、芭蕉に親昵し始めた」と、私の言うゆえんである。

死に近き芭蕉の脳裏に立つのは、彼の畢生の作「奥の細道」を書かせたかの山河であったろう。私もようやくに芭蕉恋いの一人となった。彼の歩いた道のそこそこをたどりつつ、芭蕉を発見していきたいと思う。

「行く春や 鳥啼き 魚の目は泪」、離別の句としては最も美しいものの一つと記しています。

第2に、「壺の碑」のところでは、次のように記しています。

私も壺の碑を見て、最初のハイライトだと思ったのだ。壺の碑、天平宝字や神亀の文字に感動する。奈良の代が眼前に、格子に顔を押しつけ、飽くことなく私は眺め続けた。

天平宝字6年12月1日は、また朝かりが参議になった晴れの日でもあった。節度使であり鎮守府将軍であり、さらに参議の兼職を兼ねた若い貴公子朝かりが、ある種の誇りと不安を持ってこの碑をつくったに違いないと、梅原猛氏は言われる。（「奥の細道」昭和62年、学習研究社刊）

私がこの碑から受ける感じは圧迫感だった。本物の持つ存在感というか、気韻のようなものに打たれたのである。芭蕉は、文学の霊力を信じ、言葉の永遠性を信ずる人である。詩人として当然のことであろう。そして、私もまた文字が後世に残ることに感動をしたのだ。古人の心をけみし得たことに快い戦慄を覚えたのだ。私は、石碑の存在感に圧倒されて、本物だと思った。

中山義秀氏は、「芭蕉文集」（日本古典文学大系・岩波書店刊の月報30、昭和34年10月）に、「壺の碑」と題して短い文章を書いていられる。私がそれを偶然読んだのは取材後である。中山氏も初めて多賀国府跡を訪れ、多賀城碑を見て愕然となった。偽作や贗造かは知らず、その碑の姿の雄偉さに圧せられたのである。

「私は、その後、末梢事にこだわって、物の本体に直面しない通泰の徒の論説を一切信じていないことにした。感動は真贋などという観点から隔絶した別個の作用だ。これには証明を要しない。それと同じく、傑作というものの具眼の士にばかりわかるというようなものではなくて、存在そのものが否応なく相手を一つとらえて征服してしまう。内に巨大な不朽の生命を湛えているゆえんからである。芭蕉の直感は誤らなかつた。彼は純粹の感情を唯一の尺度にして万象をはかっている」

中山氏のこの文章を読んだとき、私がどんなに心強い思いをしたことか。また、梅原氏のお説にどれほど支えられたことか、察していただきたい。

司馬遼太郎の「街道をゆく」（昭和60年5月24日発行週刊朝日）の、「千載古人の心」にも多賀城碑と碑文中にある大野東人について言及されている。東人は、多賀城における初代の鎮守将軍で、辺境経営に心を砕き、徳望高かった名将である。司馬氏はこの碑を実見されて、その真贋につき、「私は素人だから、こういう議論の仲間入りをする気もない。しかし、碑文の文章を眺めている限りでは、わざわざ後人が偽作したとはとても思えない」と言われている。

さらにもう一つ、氏が、その碑文で気に入っていることがあるとされるのは、多賀城の位置について記してあるくんだり、「最後に、『靺鞨国界を去る三千里』という一行であると。靺鞨とは現在の中国東北地方とソ連領沿海州にあったツングース系の国のことである。いかにも大野東人や藤原朝嶧の時代の国際環境が、この1行を加えられることで、彷彿とし

てくるではないか。ただし、奈良朝のことであれば、当然記入すべきことであつたかもしれない。偽るとすれば、江戸期の人にこういう感覚があるだろうか。ぜひ、この碑は一見していただきたい。『泪も落つるばかりなり』という芭蕉の感動をなぞってほしい。朝嶺という若者の命は瞬時に消えても、心は千載の記念に残った。その感慨を味わっていただきたい。あたりの風趣も清らかに寂しく、広々とした古代の城跡は芝生に掩われて、桜吹雪が散っている。立ち去りかねるようなところであつた。このみちのくの悲しいまでに青い空は、芭蕉より前に坂上田村麻呂が、大野東人が、藤原朝嶺が見た空なのか、また、だれも知らないはるか往古の日本史の開かれていないページのにおいをかぐ気がする」と話しています。

第3に、最後の「蛤のふたみの別れ」のところでは、次のように記しています。

「蛤の ふたみに別れ 行く秋ぞ」、「奥の細道」冒頭の「行く春や……」に対して、芭蕉はその艘尾を「行く秋ぞ」で照応する。

東北は偉大である。しかりたる力に満ちている。異文化の底知れぬエネルギーがある。「奥の細道」を通じて私はそれを感じた。風雅を通じて畏敬すべき一端をかいま見たと記述しております。

この田辺聖子氏の言葉は、多賀城と多賀城市の命題であり、指針であります。いかがでしょうか。お伺いいたします。

多賀城市文化センターは、昭和59年度から3カ年間の事業で総工費46億円、昭和62年4月2日に開館、敷地面積1万7,543.12平方メートル、延床面積1万2,639.28平方メートル、階数地下1階地上4階、構造RCづくり、最高高さ30.2メートル、外部仕上げの屋根、外壁、柱、建具については省略いたします。内部仕上げの床、壁、天井についても省略いたします。以上が建物の概要であります。

次に、設計のコンセプトについて、空間構成は、東側通路、東門、広場、東玄関、内部モール、西玄関、サブ広場、西門、西側通路というふうに、東西の高低差を利用して、スキップしながら建物を通り抜けて連携する空間・モールを骨格とし、複雑な敷地機能を無理なく整合させています。

デザイン面では、歴史のまち・遠の朝廷多賀城のイメージをかわらぶきの屋根、円柱、回廊、築地塀、八脚門、校倉風の外壁タイルなどによって表現しています。

仕上げ材料の選択に当たっては、石やタイル、かわらなどの焼き物等、無機質系の質感のあるものを基本的な素材とし、その中に部分的に有機質系の木を使用し、落ち着いた雰囲気の中に温かみのある空間を目指しています。

敷地内の樹木は最大限残し、新しい植栽を施して、全体を公園緑地のような雰囲気としています。

文化センター入り口の記念碑に、「歴史と音楽の城」と明記されているとおり、多賀城市民会館大ホールは、国内屈指の音響特性を誇る音楽ホールとして各方面から高い評価と称賛を得ております。大ホールは、天井面での残響可変装置など、高度な音響設備を持ち、音の響きを1.49秒から2.24秒まで調整が可能で、世界的に有名なウィーン、ライプチヒ、アムステルダム、ベルリン、トロントのホールなどに匹敵する評判のよいホールであると、専門家が記述しています。

これらのことに関しては、文化センターの企画・設計に携わった東北大学名誉教授、秋田県立大学名誉教授で工学博士の曾根敏夫氏が、「音楽ホールの科学」と題し、河北新報夕

刊の昭和 63 年 3 月 3 日、3 月 12 日、3 月 19 日、3 月 26 日、4 月 2 日、4 月 9 日、4 月 16 日の 7 回にわたって連載をしておられます。

「大ホールは遮音性にもすぐれており、外部の騒音、ノイズや空調やトイレなどの音がホール内に入らないため、クラシック音楽の演奏やレコーディングに適しています」と、ピアニストの中村紘子さんは、大ホールでのレコーディングについて、平成 6 年 4 月 18 日付日本経済新聞の「プロムナード」の欄で述べておられます。

多賀城市においても、多賀城市文化センター音響性能を学ぶ会を平成 20 年 2 月 1 日に開催し、施設概要の説明を株式会社関・空間設計代表取締役の関信男氏が、音響概要の説明はさきに触れた曽根敏夫先生からそれぞれ講話をしていただき、すばらしさを再認識した次第であります。

また、「広報たがじょう」の平成 20 年 6 月号において、大ホールの音響特性について説明しています。

文化センターの存在は、広く内外から讃えられ、その荣誉に輝いているのであります。

受賞歴は、日本建築学会東北建築賞、営繕協会主催公共建築賞、社団法人照明学会照明学会賞、全国陶器瓦工業組合連合会主催葺賞を受けています。

屋根のかわらは特記事項の一つで、市民の善意により、1 枚 1 枚、皆様の氏名が書かれ、多賀城への思いと願いが込められており、共有の財産が築かれているのであります。

るる述べました。多賀城市文化センターは、多賀城市のもう一つのシンボルであります。それは、多賀城の歴史、伝統、風土、自然、そして景観にマッチした殿堂を標榜するものとして存在しているからであります。

以上、文化勲章受章者で作家の田辺聖子氏を、多賀城市文化センターの名誉館長に推戴、お迎えをし、「史都そして詩都 多賀城」を市民協働で進展させるシンボル、象徴とすることについて、市長の所見を伺います。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

吉田議員の御質問への答弁は、教育長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

ただいま議員がお話しになりました名誉館長の籍を置いて、文化センターを国内外に PR してはいかがかという御提案は大変参考になりました。

本市の文化センターは、昭和42年4月、「音楽と歴史の城」をコンセプトに開設された複合施設であります。

特に、大ホールの音響については、全国でも屈指の施設でありまして、このことは議員周知のとおりでございます。

このように、自他ともに認めるすばらしい施設でございますので、ぜひ全国へ誇ることができる多賀城市の顔として、さまざまな手法を用いて文化センターをPRしてまいりたいと考えております。

これまでも、大ホールの特性を生かした各種事業を展開しているところでありますが、新年度は、さらに「歴史と音楽のシンフォニーシティ事業」等、新事業を加えまして、そのよさを発信してまいりたいと考えているところであります。

議員が、固有名詞を示しての御提案でございますが、名誉館長の設置という趣旨については、今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（阿部五一）

13番吉田瑞生議員。

○13番（吉田瑞生議員）

二つのことを述べさせていただきます。

一つは、この名誉館長制度を設けるに際しては、市の当局内部でも法的な面を含めて検討していただきたいのですが、もし条例の制定が必要であれば、その作業にも向けて取り組まなければならない課題であるのかという思いも一つはしております。

それから、二つ目には、これは市長、田辺聖子氏に、市長みずからが手紙をしたためていただいて、面会を願うというような政治行動、取り組みをぜひ考えていただきたい。この2点を実は思っていました。

今、教育長の答弁に基づいて、新たな事業に取り組まれることなどもお話を伺いました。そして、冒頭、「参考になりました。検討してまいります」と、大変前向きな答弁をいただいて、意を強くしているわけですが、再度申し述べさせていただきます。

先ほどの、田辺聖子氏の著した「おくのほそ道」の著書で、二つのことを強調して私は冒頭述べましたけれども、一つは、「覆堂の格子に顔を押しつけ、飽くことなく私は眺め続けた」と「おくのほそ道」で書いてあり、しかも、この著書の中で、その覆堂の前で、田辺聖子さんが写真を撮られて、本の中で、このような形であらわしている。とても感動しました。極めて誇りに思う、多賀城市民として考えてよろしいのではないかというのが1点です。

もう一つは、「広々とした多賀城跡に、立ち去りかねるようなところであった」と、こう御本人が書いておられるのです。立ち去りかねるようなところであったと、こういう思いを述べられておられる田辺聖子氏に対する市長の、先ほどの私が述べた思いは、共有できるのではないかと。私は市長とこの田辺聖子氏が書きあらわした記述の内容は、共有できるのではないかとこう思って、市長みずからが手紙をしたためていただき、そのような行動に向けて取り組まれることを衷心から願って、再質問いたします。

○議長（阿部五一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

最初に答えたものですから、私の方から。

私も、その文章を若干切り抜いて持っております。ただ、これから市長も答えるかと思いますが、市長もあのネーミングライツというのをいろいろ考えて、なるほどなと私も思っているのですが、ただ、田辺聖子さんにとどまらず、多賀城市にあるいはゆかりの人が、このほかにも一体どんな方々がいるのかというようなことも考え合わせて、広く御意見を拝聴しながら進めるべきことだろうと。

ただし、その名誉館長というふうなことについては、まさしくその発想というのは傾聴に値するというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

私も田辺聖子さんのことは、名前だけは存じ上げていたのですけれども、こういうふうな思いを、壺の碑を見て、思いを文章にしたということ、驚きました。

私自身、まちづくりに関しては、やはり今からいろいろなものを、何かないものねだりではなくて、あるものをどう高めていくか、多賀城にあるいいものをどのようにPRしていくか、あるいは発見していくかというふうな視点からとらえれば、当然、壺の碑でございますし、文化センターの大ホール、文化センター自身であるというふうに思います。

ピアニストの中村紘子さんには、私自身が手紙を書いて、今度、来年の12月23日には、多賀城で中村紘子さんに演奏していただくことになったわけでございますから、そういう実績もございます。

ですから、名誉館長ということであれば、田辺聖子さんだけでなく、あるいは中村紘子さんにもというふうなことも、お願いした方が非常に箔が、箔がと言いますと、ちょっと悪い表現かもしれませんが、伊藤市長のつくられた思いが、より一層これによって光ってくるのかというふうな思いがいたします。

いろいろ、名誉館長というのは法的にはどういうことがあるのか、条例をつくらなければいけないのかということもございますけれども、いろいろ皆さん方と相談した上で、そういう制度にした方がいいのかどうか、まだちょっと気持ちの中では決めかねておりますけれども、これからいろいろと考えてみたいというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

13番吉田瑞生議員。

○13番（吉田瑞生議員）

私も、各界各層、あらゆる角度で人選を図ることは、これは肝要だと思います。

実は、私は、ずうっと以前ですけれども、当初、文化センターができたときの名誉館長に、実は司馬遼太郎氏を考えた時期がありました。それは議会では実は述べないできて、今日に及んで、当時発行された、先ほども述べましたけれども、週刊朝日そのものを私は今も

携えていて、「街道をゆく」というのは、この文字も私大変気に入っていて、皆さん御承知の、これは棟方志功さんの書なのですね。ですから、そんなことも考えた時代もありました。

それから、先ほど紹介した梅原猛先生、実は宮城県にゆかりの深い先生で、仙台で過ごした経過もありますから、先ほど一文紹介しました。田辺聖子氏そのものが、「梅原氏に大変支えられた」ということを、先ほどの著書の中の一部を紹介しましたが、述べておられます。

さらにまた、先ほども紹介しましたが、中山義秀氏のあの昭和 34 年の段階での論文です。極めて知見に富んだ、示唆に富む、まさに先覚者だなという思いを持って、私も改めて読みました。

そんなことからすると、先ほど市長が答弁されたとおり、また教育長が答弁された趣旨は、大いにこれから深めていただいて、研鑽を積んでいただければこれはありがたいと思っております。

当時、私は、平成 9 年 6 月 19 日でしたけれども、いわゆる国の重要文化財及び国宝として多賀城碑の指定を図るべきだということを、この議場の本会議場で提言させていただいた経過があって、その後、幸い、平成 10 年 6 月 30 日に、国の重要文化財に指定されたという経過の一端にも携わってきた思いを込めて、きょうの発言をさせていただきました。

どうぞ、あらゆる立場で、この多賀城市の発展の礎をさらにながちりとしたものに、土台を築くその一つの礎石にしていく価値もあるのではないかと、そんな思いで発言をさせていただきました。思いを語って、終わります。

○議長（阿部五一）

お昼の休憩といたします。再開は午後 1 時を予定をいたします。

午後 0 時 05 分 休憩

午後 1 時 29 分 開議

○議長（阿部五一）

再開をいたします。

ここで、午前中の本会議における一般質問の発言に関しまして、14 番相澤耀司議員及び 10 番藤原益栄議員から、改めて発言を求められておりますので、これを許します。

14 番相澤耀司議員。

○14 番（相澤耀司議員）

午前中の本会議における私の一般質問の中で、一部誤解を与える発言箇所がありましたので、会議録からの削除について、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

ただいまの相澤議員の発言に関連し、私が発言した箇所についても、会議録からの削除をさせていただき、よろしくお願いいたします。

なお、本会議出席者の皆様方には、会議再開を遅延させましたことを心からおわびを申し上げます。

○議長（阿部五一）

ただいまの相澤耀司議員及び藤原益栄議員からの発言により、議長において、誤解を与える発言箇所について、会議録から削除することといたします。

さよう御了承願います。

もう1件、吉田瑞生議員の一般質問に関しまして、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。教育長。

○教育長（菊地昭吾）

私の方からは、吉田議員への回答の中で、文化センターの開館を「昭和42年4月」と言いましたが、これは間違いでございまして、「昭和62年4月」ですので、訂正よろしくお願いいたします。

○議長（阿部五一）

5番米澤まき子議員の登壇を許します。

（5番 米澤まき子議員登壇）

○5番（米澤まき子議員）

それでは爽やかにまいりたいと思います。

妊婦健診につきましては、ことしの6月に一度、そして今回で2度目の質問、乳幼児医療に関しては、私は今回初めての質問をさせていただきます。

まず初めに、妊婦健診無料化についての質問です。

市町村ごとの格差が大きい問題といえば、この妊婦健診の公費負担の回数ではないでしょうか。先ごろ、政府の発表で、妊婦が出産まで受けるのが望ましいとされる14回分の妊婦健診が、国の支援で無料化されると発表されました。

議会からも、この問題の重要性を多数の方々が取り上げられたおかげで、ことしの10月から公費負担、3回から5回に実施され、この回数がふえるだけで、妊産婦さんたちの笑顔になる瞬間、そして伝える側もとてもうれしいものでした。

労働条件によって、仕事をやめざるを得ない方々がたくさんいらっしゃいます。そのため、医療保険が適用されない状態での1回の負担というのが、5,000円から1万円程度になります。その負担というのはとても重い状態です。健診未受診で出産するいわゆる飛び込み出産の危険性がクローズアップされ、安全確保が課題になる中、自治体の意識が問われたことは、皆さんの御記憶にも新しいと思います。

あるラジオ番組の中で、青森県の田子町小学校の5年生担任の柳瀬先生が取り組まれた成果が、電波を通じて紹介されました。理科が大好きなこの柳瀬先生は、理科教室から赤ちゃんの人体模型を持ってきては、授業で使用していました。それを見た地域支援のボラン

ティアのお母さんの1人が、「息子が産まれたとき、一度も話したことがないのです。先生、そういう授業って何かできないかしらね」と相談をしました。

先生は、この柳瀬先生は男性なのですが、ちょっと考えました。そして、38名のこのクラスのお母さんたちにあることをお願いしました。それは、妊娠とわかったとき、妊娠中期、そして出産と、3段階に分けて、子供たちにあてた手紙とビデオレターを依頼しました。

ビデオレターと手紙というのは、授業参観で使われるために、授業参観に参加できる方にはお手紙、そして参加できない方にはビデオレターという形で依頼しました。

ことしの10月に1回目、38名のうち半分に分け、授業参観で発表したところ、予想外の出来事に先生、保護者の方々はとても驚きました。発表後、子供たちからの感想を聞くはずだったが、普段余り語られることのない話に感動して、男子も女子も、特に男子が声にならないほど泣きじゃくっていたそうです。毎日宿題で日記をつけているそうなのです。子供たちは、自分の興味のあることしか書かないのですが、その後、家に目を向けた内容がふえたと伺いました。つまり、親に目を向けるようになったそうです。

お母さんたちのお手紙の内容は、つわりがひどく、食事ができなくてつらかったこと、切迫早産で入院したこと、むくみで大変だったこと、無事産まれるまで本当につらかったけれど、この子に会えるまでと頑張ったお母さんたちの手紙は、我が子だけへの世界でたった1通の手紙として渡しました。

命のとうとさを教えた授業だと思います。担任の柳瀬先生とは、放送後、お電話でお話を伺いました。

授かった命の健診です、無料化へ向けた実施をお願いいたします。

続いて、乳幼児医療の無料化と年齢の拡大についての質問です。

関連の質問では、外来を入学前までの無料と、対象年齢引き上げとは、根本議員、佐藤議員からも取り上げられてきました。

今、子育て支援の推進として、全国的に医療費の無料化、年齢の引き上げがふえております。子育て支援で一番欠かせない問題は、経済的支援にあると思います。

私の周りには、他県から転勤でいらした若い子育て世代のお母さん方がたくさんいらっしゃいます。皆さんから、「子供の医療費、学校に入るまで無料にしてほしいです」と、この声と同時に、「他県の何々町から転入しました。でも、市だからもっと住みやすく、子育て支援は充実していると思いました。そう思って前の町から来たのですが、正直言ってちょっとがっかりしました」という言葉を多く耳にしました。他県との違いを、生活において比べられるのも少々つらいところがありますが、これが現実であるということです。

前回の質問で、根本議員が財政負担問題に触れておりました。私も同様に感じました。新たな財源の確保に不安は隠せませんでした。市長の答弁に、「平成21年度の予算編成において検討」とありました。対象年齢の引き上げだけではなく、未就学児までの医療費の無料化の実施をお願いするものであります。

最後に、脳ドック検診についての質問です。

石橋議員からも同様、根本議員からはもう4回にわたる質問が、必要性和早期実現への問題をずっと取り上げてまいりました。それだけこの問題は非常に大事なことと言えますよう。

急速な少子高齢化や経済の低成長への移行、大きな環境変化の中、国においては国民医療費の増大に適切な対処をする観点からも、早急な対応が求められるのではないのでしょうか。

ことし第3回の定例会においては、藤原議員の質問にありました、黒川郡での取り組みが紹介されておりました。まだ確認されていない大衡村に関しては、先週末、村議会の方との交流がありまして、伺いました。4年前に実施されていまして、受診される方に1年置きに8,000円の助成をしておりました。これで、黒川郡では全自治体の実施されたということになります。

県内では、既に一部の市町村で実施されているようです。本市の見解を伺います。そして、前進ある答弁を期待しております。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

米澤議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの、子供への手紙、いろいろ感動させていただきました。

妊婦健診の無料化に向けた取り組み及び乳幼児医療費の無料化と年齢の拡大についての御質問でございますが、今議会においてそれぞれ同様の御質問にお答えしたとおりでございますが、米澤議員御提案のとおり、安心して産み、育てやすい環境の整備を図る観点から、平成21年度に向けた重要施策として取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、脳ドック検診についてでございますが、これも米澤議員おっしゃったとおり、石橋議員の平成9年第4回定例会の質問を皮切りに始まったと伺っております。ことしに入りまして、第1回定例会において根本議員、第3回定例会で藤原議員からの質問があり、「国民健康保険加入者を対象に、特定健診及び特定保健指導の一つとして、早い機会に実現できるよう検討する」と回答しておりました。

現在、平成21年度から実施する方向で予算編成作業を進めておりますので、よろしく御了承をお願い申し上げたいと思います。

○議長（阿部五一）

5番米澤まき子議員。

○5番（米澤まき子議員）

本当に前向きな御答弁でありありがとうございます。

乳幼児医療に対しても、私も所属する料理教室にたくさんのお母さんたちが、乳幼児などを連れて参ります。今回はその中で拾った声でもあります。

子供たちというのは、もう本当にさまざまな人とかかわりの中で育つ社会的存在であることから、条件整備というのが本当に大事だということをつくづく痛感しました。

本当に前向きで、そして自慢できる取り組みということで、もう若い世代の方、そして多賀城市にこれから入ろうとする方にも、もう本当に自慢していきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、再質問の一つで、脳ドックに関してお願いいたします。具体的には、年齢制限の対象枠とか、それから一部助成金について、あるのであればお伺いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

助成対象者ですが、国民健康保険加入者です。それから、対象年齢は40歳から5歳刻みで70歳までということで、助成金額は1人当たり1万円を口座振り込みにより助成する内容ということでございます。

○議長（阿部五一）

5番米澤まき子議員。

○5番（米澤まき子議員）

ありがとうございます。

予防医療を推進する施策としては、もう本当に大きく前進したと思います。評価しながら、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（阿部五一）

17番尾口好昭議員の登壇を許します。

（17番 尾口好昭議員登壇）

○17番（尾口好昭議員）

平成20年、行く年の最後の登壇になりました。

本年を振り返ってみますと、ミッキーマウスの一人勝ちだったという年であります。21年は丑年ではありますが、丑でも鈍牛にならないように、また、牛のひざが折れないように、私、なお考えをこれから述べさせていただきます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

私の持ち時間はいっぱいあったのですが、少し全体として圧縮してきましたので、少しかいつまんで述べさせていただきます。

11月11日の説明会で、概算経費で想定分譲単価は平方メートル当たり約6万2,407円、坪単価20万5,943円としています。

しかし、この価格は、私はこれまで経験した中で、調べた中で一番高い価格であります。この価格でも分譲が良好であった工業団地があったとするならば、ぜひ御紹介をさせていただきます。

そのときの質問で、その田んぼが工業用地として適さない理由に、地盤の深さや沖積層と、液状化の関係を話しています。市長は、「宮城県沖地震でも液状化を起こしたところはな

い]とっていますが、平成16年3月、宮城県被害想定調査の結果が発表され、次いで平成16年6月、宮城県防災会議がまとめた宮城県地域防災計画災害対策編が発表されました。これによると、「1978年の宮城県沖地震では、河川沿いを中心に液状化が見られた」とあります。

これらを受けて、本市も地域防災計画が見直され、修正が加えられたのではないのでしょうか。それらによれば、本市沖積層地域は、液状化危険度が「極めて高い」、または「高い」のランクにあります。利府長町線断層帯地震は、「砂押川や七北田川沿いで断層帯近くに液状化の危険」としています。事業地域は、宮城県沖地震連動型では「高い」にランクされています。

本市は、単独型では、想定震度モーメントマグニチュード7.6で、低地では6弱、連動型の想定震度はマグニチュード8.0、低地では震度6強から6弱、利府長町線は、想定マグニチュード7.1で、平地は6強から6弱となっています。

地震確率は、これまでの質問者も述べていますが、試算モデルでは、10年以内39%、20年以内88%、30年以内99%とされています。

液状化の判定区分は、2002年の社団法人日本道路協会の道路橋示方書による液状化指数によってあらわされ、数値は記号PLを用いて、沖積層及び礫質土の地層が深度20メートル以内、浅いところにあられる地盤を対象として、地下水位はボーリングデータをもとにGLマイナス1メートルとし、判定区分に基づいて調査及び対策の必要性としては、「極めて高い」のランクは、液状化指数20PL以上であり、「液状化に関する詳細な調査と液状化対策は不可避」と記述されています。

次いで、「高い」のランクは、PL20から10以内で、「構造物に対してはより詳細な調査が必要、液状化対策は一般的に必要」と、それぞれ判定されています。

この判定に基づいた災害予防対策としては、平成15年9月に策定した「みやぎ震災対策アクションプラン」を加速させるとして、震災対策に必要な施設の取り組み方について記述しています。

その中で、地盤に係る施設などの災害対策の中で、液状化対策の推進として、地震の際には、地盤の強度が低下し、液体のような現象になってしまうので、地震動はそれほどなくても、地盤の支持力を失い、建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて、埋設管が浮き上がるなどの被害が発生する。そのため、「施設の管理者は、防災上、被害発生の防止対策のため、地盤改良などを行い、被害を最小限にするための対策を実施する」とあります。

次に、基盤の関係ですが、説明会の折、私は、「地盤が緩いので、支持基盤の深さと面積に合わせたコンクリートパイル工事の試算をされているのか」の質問に対して、「GLマイナス5.5メートル、N値30、GLマイナス7.5メートル、N値50」のみの回答で終わりました。

私の資料、宮城県内の地震地盤解析基礎図によれば、地盤までの深さを5メートルごとの等高線で記してあります。本事業計画区域の近隣から目を通すと、東田中地区から南西に向けて、等高線の間隔が狭くなって、地盤が傾斜しているのがわかります。八幡上二、仙石線跨道付近で約マイナス10メートル、三陸自動車道東側でマイナス15メートル、本事業区域の東端で約マイナス20メートルが確認できます。そこから傾斜が緩やかになり、秀光中等教育学校西側100メートル付近でマイナス25メートルとなっています。

本事業区域付近の最も新しい情報では、コンクリートパイル、パイ 600 ミリの 6 メートルを 4 本接続、地表上 1 メートルをカッティングしたようであります。

昭和 50 年代に、当時、通商産業省の外郭団体である複数の公団が、日本各県に工業用地を造成しました。その公団は、その後、省庁改編により、機構に改め、現在は独立行政法人になっています。

これらが完売し、その後、特に平成に入って、独立行政法人が造成した団地や、一部の自治体が造成したところは、光ファイバーを設置しています。特に上場企業で、世界をグローバルに戦略活動を展開する企業は、情報のスピード化、大容量の伝達が求められています。企業は単なる経営上の情報だけでなく、グローバルに活動する社員やその家族の危機管理を徹底しなくては、世界の中で相手にされないどころか、勝ち組になれません。

経済の潮流や有事、危機管理からすれば、高速伝達移送・無電柱化共同溝の設置について検討されるべきで、ただ造成ありきというのは寂しい限りではないでしょうか。

説明の際に、仙台港やインターチェンジに近く、その地理的利便性を優位性として強調していましたが、運輸・流通業からすれば、目的地に何月何日何時まで到着、運送代幾ら、であります。到着時間から逆算して、運行や積み込みにかかる時間を計算し、荷受け所から余裕を持って出発するのではないでしょう。仙台港や背後地のヤードは、船積みするのに臨海鉄道が貨車にコンテナや油類タンクなどを積載したままだと、貨物船に積みかえをするのに、敷道で、停車したままでは、積み込みの際、多くの時間を要するのと、接続道路を長時間にわたり遮断し、交通の大渋滞を来すのを防ぐため、あらかじめ埠頭やヤードがあるのではないのでしょうか。

燃料代も下落してきました。軽油リットル当たり 110 円で、7 キロメートルの走行とすると、1,000 円当たり 63 キロメートル走る計算になります。高度電子産業製品は、小型軽量なので、大型トラックに大量の荷物を積載することができます。したがって、安価な既存の工業団地や近くの低廉な用地を拠点としているのではないのでしょうか。

都市計画税の税率は、平成 13 年度で 100 分の 0.2 でありましたが、連続立体交差事業と駅前再開発の投資的負担により、財源不足が生じるので、当時の完了目途である平成 23 年度までの 10 年間だけ、税率を 100 分の 0.3 にしてほしい旨の税率改正があり、現在に至っています。

平成 19 年度決算 6 億 7,000 万円ですが、これまでの推移でいくと、23 年には 7 億円になり、税率 100 分の 0.2 に戻すと、約 2 億 4,000 万円の税収減が生じます。実質公債費比率 2 ポイントは上昇します。将来、投資的歳出や負担が予想される塩竈火葬場、上下水道の耐震インフラなど、受益者負担だけでは済まされない課題も生じてきます。

昨年のサブプライムローンに端を発し、今年度下期から深刻さを強め、100 年に一度の世界恐慌と言われる中で、法人を初め市民税の落ち込みや、平成 21 年度に行われる固定資産税の評価がえによる評価損、それに伴う税の減収など、そして 15 年からの臨時財政対策債の交付税措置の不足など、先々財政上、ボディーブローに効いてきます。

さらに、当局の説明どおり、みやぎ企業立地奨励金 40 億円は必ず約束されるのでしょうか。信じてよいのでしょうか。

一本柳地区工業団地化構想に対して、質問事項に沿って質問させていただきました。

事業主体が民間主導であれば、開発に伴う用途変更等の事務手続の支援だけで済みます。多賀城市が事業主体となるのは避けていただきたいと思います。今後、地権者への説明は民間主体であると明言をされたいのであります。

ここ一、二年前から、本市の行政文にも、「持続可能な自治体やまちづくりを目指して」という文言を目にするようになりました。持続可能な自治体とは、工業団地造成を標榜するために用いる文言ではないと思います。

少子高齢化や財源不足は本市だけの課題だけではなく、日本中のほとんどの自治体、また、経済先進国の共通の課題でもあります。

21世紀は、これまでの成長の時代に終焉を告げ、成熟の時代を迎える世紀と言われ、10分の1世紀が過ぎようとしています。生産や消費も緩やかな減少を続けてきたわけですが、減少や低下するなどの悲観的な文言を使わず、また、成長の時代の損失や反省に立って、文化や自然のあり方を見直したり、むしろ享受して、精神的なゆとりや豊かさを回復して、充実した人間社会を築いていくことを目指したのが成熟社会であり、それらを踏まえ、自然、環境、医療、福祉、教育、社会のそれぞれの分野から、総合的に目指していくというのが、持続可能な社会づくりであり、自治体づくりではないでしょうか。

持続不可能な自治体を目指すことのないよう、苦言を呈して、まずの質問を終わります。

○議長（阿部五一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

尾口議員の御質問にお答えいたします。

まず、想定分譲価格についてですが、八幡字一本柳地区の想定分譲価格は、さきの議員説明会におきまして、最低想定価格が1平方メートル当たり5万5,700円、適正想定価格が1平方メートル当たり6万2,400円と御説明申し上げました。

ただし、この価格は、まだ土地鑑定評価や基本設計をしておりませんので、本当に概算の概算という価格であることを御理解いただきたいと思います。

さて、仮にこの価格で販売しようとした場合に、他の工場団地と比較してどうかと申しますと、近隣では、議員説明会でも御紹介いたしました、仙台港背後地で5万7,000円から7万6,000円となっており、また、仙台泉インターシティで3万9,000円から8万円となっておりまして、いずれも一本柳地区の適正想定価格より高い状況でございます。

こういったことから申しますと、一本柳地区の適正想定価格が、県内、国内において最高価格ではないと思っております。

工場団地の分譲価格につきましては、流通に影響する周辺の道路、港湾等のインフラ整備の状況、人材の確保に影響する大都市への接近性等の条件によって、高い、安いが決まるわけございまして、そういうことから申しますと、一本柳地区はインフラ整備の状況、大都市への接近性等、仙台港背後地の工業用地に決して引けをとらないと考えております。

次に、液状化のおそれや、基盤が深いとのことですが、まず、過去のこの一本柳地区の外周部分に相当する箇所の地質調査データがありますので、御紹介いたします。

昭和 56 年には、八幡小学校の西側市道沿いで、昭和 60 年には市道高橋八幡線沿いで、公共下水道工事に際し地質調査を行い、また、平成 5 年には市道新田高崎線樋の口大橋の橋脚設計に際し地質調査を行いました。いずれも 5 メートルほど掘りますと、N 値が 30、10 メートルほど掘りますと N 値が 50 という結果が出ております。

N 値というのは、標準貫入試験によって求められた地盤の強度をあらわす値のことで、ゼロから 50 で値が表示され、最高の値が 50 となります。

したがって、これら周囲の状況からしますと、一本柳地区全体においては、5 メートルで N 値 30、10 メートルで N 値 50 ということになるのではないかと推測しております。

次に、地盤についてですが、樋の口大橋の地質調査結果では、10 メートルから 15 メートル程度で岩盤に達するという結果が出ております。実際に樋の口大橋橋脚のくいにつきましても、15 メートルほど打ち込んでおります。仙台港背後地では、くい打ち可能地盤までの深さは 30 メートル、仙台泉インターシティでも 5 メートルから 30 メートルであり、他の工業団地と比較しても良好ではないかと思っております。

次に、液状化についてですが、液状化は、緩い砂地盤で、地下水位が高い場所で発生することがありますが、当該地区は、過去における宮城県沖地震でも液状化は確認されておられませんし、現在は液状化に対してさまざまな対応が可能であると思われま。

次に、光ファイバーの設置ということでございますが、光通信ができるかどうかということだと思われましますので、その点についてお答えいたします。

光通信は、光ファイバーを利用した有線通信でありまして、これは従来の電線や電波による通信に比べ、大容量のデータを高速で伝送できるというのですが、光通信のサービスを行っております NTT 東日本に確認したところ、この地区はサービス利用可能地区ということでございましたので、電柱を利用した架空線方式による、安価で便利な光通信が提供できると思っております。

次に、運輸・流通からすると、仙台港やインターチェンジに近いことは意義がないとのことでございますが、現在、栄地区の東北ドック跡地に建設している物流センターを御存じでしょうか。総床面積が 3 万 9,000 平方メートル、4 階建てで、AMB プロパティ・ジャパンが建設しております。

これは、私の学生時代の友人と通じて誘致したものでございますが、その会社の幹部の方にお会いして、なぜ多賀城市を選ばれたのかお尋ねしたところ、やはり仙台港から近く、三陸道のインターチェンジからも、仙台市の中心部からも近いことを挙げておりました。

同様に、大和製罐の工場跡地に進出した木材市場業界最大手のすてきナイスグループの幹部の方にもお会いしたときに、同様の質問をしたところ、同じことをおっしゃいました。

また、企業のニーズはさまざまでございます。都市部から離れ、山間部に広大な土地を求める企業もあれば、従業員の福利厚生を第一に考え、通勤の利便性など、都市的利便性を望む企業もございます。

本市の誘致戦略としては、いわば後者のような企業に向けて、地理的優位性をアピールしてまいりたいと思っております。

次に、都市計画税の税率 0.3%は、暫定税率であるとのことでございますが、都市計画税条例上は、暫定という規定はしていません。平成 13 年に改正した当時は、駅前の整備を含

め、都市基盤の整備がおこなわれていることから、0.1%を引き上げたものではありませんが、現在の状況では、まだまだ都市基盤の整備は完了したものではないと思っております。

次に、特別会計を設置しても、財政健全化法からすれば窮屈になるとのことですが、この工業団地の造成の事業主体は土地区画整理組合、多賀城市直営、多賀城市土地開発公社、あるいは進出企業などの選択肢がございます。現在の想定では、企業が購入する約束をしてからの造成着手で、いわゆるオーダーメイドでありますことから、売れ残りは想定しにくく、また、造成期間を3年と見込んでいることから、3年間で大幅な土地の下落は少ないであろうことから、大きな影響は少ないと考えております。

最後に、持続可能な都市についての御質問でございますが、私が考える持続可能な都市とは、その根底に、多賀城市が未来永劫存続し、市民が本当に多賀城市民でよかったという実感できる都市でありたいという考えがあります。

平成の大合併では、多くの町村が将来の行政運営を憂い、最終的に合併を選択して、将来的な行政のスリム化を行おうといたしました。

本市は、1,300年の歴史のある由緒ある都市です。この由緒ある市の名前を永遠に消すことなく、行財政経営自体が自立し、市民の皆様に豊かな暮らしと元気を提供し続けていきたいと思っております。これが持続可能な都市と標榜した真意でございます。

○議長（阿部五一）

17番尾口好昭議員。

○17番（尾口好昭議員）

今、通告に基づいて御答弁をいただきました。

まず、平方メートル5万5,700円、これは造成率84.8%ですから、約85%になりますが、私の述べたのは74.8、約75%の造成率をもとにして述べさせていただきました。

この75%というのは、私の経験上でもありますが、また、昨年的一般質問のときにも、恐らく75%になるだろうということを書いてあります。それで一応確信を得たので、75%の造成率で計算させていただいたのをお話ししました。

それで、液状化の関係なのですが、地盤に係るその液状化対策、いわゆる施設に対する液状化対策の管理責任というのが、防災対策上、企業に求められているのではないかと思います。そのために、私は、N値が30とか50では、液状化の際に、その基礎が傾いたりして、企業としては大変なリスクを後々背負う結果が発生すると。いわゆる、簡単に言うと、宮城県沖地震のとき、卸町団地の工場が傾いたのが随分映像されましたね。あのような状態になるということで、きちんとした岩盤まで支持ぐいを持たせないと、液状化対策にはならないのではないかとということでお話ししています。

その結果、私、試算したのがあるので、これについてちょっと御答弁をいただきたいのですが、仮に中小企業が1万平方メートルを取得したとして、そして先ほどの市長の光ファイバーに対する取り組みは、電線を利用してということで、工事費はほとんどかからないという、光ネット関係ではないかと思うのですが、共同溝でいった場合、私の試算ですと、事業負担が平方メートル当たり1,245円ぐらいかかるという計算になっています。

それで、コンクリートパイルなのですが、600ミリ、6メートル4本接続で、敷地面積が1万平方メートル、そしてそのうちの5,000平方メートルを工場の建屋として、その7メートルピッチでコンクリートぐいを打った場合として計算しました。一応基礎として。そ

うすると、土地代金が6億3,652万円、それにコンクリートの打設工事が約1億円になるのです。それで合計7億3,652万円、そうしますと、例えば県の北部中核とかそういったところで造成して分譲している団地の価格と比べていくと、4倍から5倍の設備投資になるというようなこととなります。それでも果たして売れるのかどうか。

それと、先ほど防災上のお話をしましたが、今、企業は防災マネジメントシステムというのがきちんとしていまして、設備投資をする際には、また、各毎年の事業計画をつくっていく際でも、その防災会計というのを一つの会計の中に織り込んでいます。

ですから、例えば設備投資するときに、資金を調達しなければいけない。そうすると、全体の設備投資の中にその防災費用が何パーセントぐらい占めるのかとか、1年の事業継続計画の中で、どのぐらいの防災会計のウエートを占めるのかということが、企業のリスクとなっている昨今なのです。

ですから、地質の軟弱なところとか、そういった基礎土木費などに投資金額がかかるようなところは、皆さん方に望んでいる高度電子産業の企業誘致というのは、私は大変無理なのではないかという懸念を持っているものであります。

ですから、私が再質問で述べたような事柄について、それでも皆さん方は、「いや、自信があるのだ、やれるのだ」という、これがまず1点です。

それと、連日報道されている、とにかく企業の収益減収の報道、あと人員の削減、また海外事業所の撤退とか、毎日、毎日、今そういった報道がされています。そして、これは、経済界の人から言うと、「あと二、三年で持ち直すだろう」と、いわゆる株主対策の発言が一つあります。しかし、歴史は同じことを繰り返さないようにしなければならないのですけれども、バブルがはじけたとき、5年間というのは何も手がつかずに、そして金融再生をして、ようやく経済状態がよくなったかなというのを肌で感じるまでに15年かかっているのです、バブルがはじけてから。

ですから、そのような中で、皆さん方が簡単に言うほどの見通しというのが、本当につくのかどうかという大きな不安があります。その2点について、改めて御回答をお願いします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

再質問を尾口議員からいただきましたけれども、この液状化とか何か、大分いろいろな試算をされているようで、中小企業が1万平方メートルを取得して、コンクリートくいを打った場合に、7億3,000万円かかるといふうな、そんなことまで計算されたのは、本当に御苦労さまでございました。

まだこれからなのです。はっきり言いまして。今までの、過去のデータは先ほど述べたとおりでございまして、いろいろなところから、相当お金もかかるのではないかというふうに思いますけれども、それをちゃんとやり通してから、幾らということを決めるわけでございます。その中身はこれからというふうなことから。

コンクリートくいを何本打ったから幾らというふうなことでなくて、尾口議員、たしか「日本で一番高い工業団地」という話でしたが、ほかに幾らでもあります。もっと高いのは、（「それを紹介してください」の声あり）茨城県の牛久市のひたち野中央というのは平方

メートル 10 万円です。八王子市のみなみ野シティは平方メートル 14 万円から 16 万円ということもございます。たまたま県内のだけ私の方で、事例を出しただけでございまして、ですから、日本で一番高いなどというふうなことはあり得ませんし、それから、地盤的には、仙台港背後地の方は先ほど事例を出したように、かえって悪いのです。仙台港背後地の方が、はっきり申し上げまして。

ですから、もう少しこれはいろいろ調査してみないとわからない部分がいっぱいありますし、今の、バブルがはじけた場合に云々という景気の話もございます。経済評論家など、「これから何年かかるかわからない」と言っている方もいるかと思えば、「あと 2 年後ぐらいには絶対これは景気は回復するのだ」と言っている方もいればでございまして、私は、前にもお話し申し上げましたけれども、1929 年の大恐慌は大体 4 年ですか、一番深くはまったところで。その時代とはまたちょっと違うのではないのかということ、アメリカの方でも大分、今度の新しい政権の方で資本投下するようですし、やはり世界中が危機回避のために着々と手を打ってくるというような状況を考えますと、そういう状況にはならないのではないのかというふうに私は思っております。

細かいところまで話ができませんで済みませんけれども、私からは以上です。

○議長（阿部五一）

17 番尾口好昭議員。

○17 番（尾口好昭議員）

確かに、関東地域というのは、今、私も日本国内ということで書いてしまったのですけれども、確かに関東地域は特殊性があって、そして本社機能などの集まるようなところでもあったりして、そういう意味では高いかもしれません。東北は安いですね。

それと、あと、そのオイルショックがはじけて、オイルショックによる恐慌になったとき、四、五年ぐらいで経済が回復したのだろと言われてはいますが、あの時代はケインズ経済学というのを主にして、公共事業をどんどんやれば経済は回復したのです。ところが、バブルがはじけてからは、5 年間何も手をつけられずに、そして公共事業などを発注したのですけれども、経済の回復には至らなかった。

そのときに、個人名を出してちょっとまずいかもしれないですし、もしあれのときはオフレコで議事録に載らないようにしてもらっても結構なのですが、森ビルの社長が、「アメリカはもう金融再生を、デベロッパとかゼネコンなどの不良債権を金融で持って、それで国民の税金で不良債権をやったのだよ」という、そういう知恵をつけたのです。ある若手の国会議員に。そして、それが自民党の政調会長のもとに行って、その法案ができた。そして、それから銀行の金融再生が図られたのですけれども、民間に対する貸し出しというのは停滞したのです。いわゆる銀行のリスクがふえてくる可能性がある。それで倒産が続いた中で、ようやく生き残った企業がまた活動を始めたということで、先ほど言いましたように、はじけてから 15 年、ですから平成 15 年前後して、ようやく経済が動き出してきたというのが、今日ではなかったのかと思います。

それと、あと、先ほど市長が、液状化に対して、余り心配されていないようなのですけれども、先ほど私も述べたように、地震に対する対策、いわゆる管理者ですが、ですから、役所の施設などの管理者は市長ですから、そういう意味では、市長名で地震対策というのをやるでしょうし、ですから企業にとっては、施設の管理者は会社で講じなければならないのです。そうすると、先ほど言ったその企業の防災会計というのは、このリスクが生じると、企業に対して銀行も投資しないということになるので、地盤改良とか液状化対策と

か、そういったものを含めて設備投資資金がどうなのかという企業側の考えに基づくと、皆さん方が説明したとおり、果たしていけるのかどうかという、皆さん方からの説明からすると、企業側に立った考察という、そういうものを全然示してこないのです。正直言って。

ですから、先ほど1万平方メートル、そしてそのうちの5,000平方メートルを建築の建屋にした場合に、コンクリートパイルが1億円かかりますと、そしてN値30とか50とかそういう砂地は、地震があったときに揺れて、浮力が働いて、そして基礎が傾きやすい、だからこそコンクリートパイルを打つのですよという、そういう話をしても、全然危機感が伴ってこない。

あのN値30、50という砂は、地震などで揺られると浮き上がるけれども、沈むとまたきちっと締まる砂なのです。ですから、下水道工事などを行った技術屋さんは、この砂の性格というのをよく知っていると思います。

それでも、先ほどから答弁されていますように、防災対策のそういったことを考慮に入れないで団地を造成して、分譲した場合、本当に企業が多賀城を目指して立地をするのかという、そういった大きな不安を持っています。それに対して、皆さん方からは、くい違うのか、かみ合わないのかわかりませんが、なかなか合意点が見えないのです。さらに答弁をお願いします。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

では、副市長から。

○議長（阿部五一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

地盤のN値についてのお話が大分入りましたので、私も市役所に33年おりますけれども、半分ぐらいは土木建築の方にいたものですから、私の経験的にも存じております。

具体的に、N値30という砂地盤というのはどのぐらいかというと、よく下水道の工事などで土木の工事をするとき、鉄の板・矢板というのを打つのを皆さん御存じだと思いますけれども、30の砂地盤ではもう矢板が打ち込めないほどのかたさです。50というのは、もうまさに岩盤と同様の状態になりますので、かなり締まった砂地盤ということになります。

そういうことなものですから、液状化を起こしているのは極めて緩い状態、例えばそのN値が10以下とか、N値だけではあわせないのですけれども、もっと緩い状態のときが、揺すられて液状化を起こすということになりますから、そう起こしやすい地盤ではないだろうと思います。

なお、深さについても、先ほど申しましたように、10メートルのところでN値が50ということ、それからさらに5メートルぐらいくと、もう岩盤だということもありますので、地盤的にはそんなに悪いという分類には入らないのだろうと思っております。

それから、まさにおっしゃられたように、企業としてのその危機管理として、それはいろいろお考えになると思います。ですから、我々としては、企業が来るときに、当然、もちろんそういうことは隠すはずはないですから、そういうこともすべてデータとしてお示しをして、その中でいろいろ検討していただきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（阿部五一）

これをもって一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は35分であります。

午後2時22分 休憩

午後2時35分 開議

○議長（阿部五一）

それでは再開をいたします。

日程第3 議案第69号 多賀城市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第3、議案第69号 多賀城市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第69号 多賀城市国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。これは平成21年1月1日から産科医療補償制度が創設されることに伴い、被保険者が出産に際して負担する費用の増加が見込まれることから、出産育児一時金の支給額を見直すこととし、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

御説明いたします。

ただいま市長が御説明いたしましたとおり、産科医療補償制度は、分娩に関連して発生した重度脳性麻痺児に対する養育に係る補償と、脳性麻痺の原因分析、再発防止の機能をあ

わせ持った産科医療の質の向上を図ることと、安心して産科医療が受けられる環境整備の一環として、産科医療補償制度が平成 21 年 1 月から創設されることになりました。

この産科医療補償制度は、財団法人日本医療機能評価機構が被保険者となり、損害保険会社と各分娩機関ごとに加入し、分娩機関が 1 分娩当たり 3 万円の掛金、保険料でございますけれども、を支払う制度でございます。

この制度に加入している分娩機関で出産した場合には、掛金相当分として出産費用が増額となることから、出産育児一時金を現行の 35 万円に、3 万円を加算することとした内容のものでございます。

それでは、資料 3 の 3 ページをお願いいたします。

議案第 69 号関係資料の多賀城市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表により御説明いたします。

第 7 条につきましては、当該出産が健康保険法施行令第 36 条ただし書きに規定する出産であると認められるときは、これに 3 万円を超えない範囲内において、規則で定める額を加算して支給する」というただし書きを追加するものでございます。

なお、規則で定める額については、多賀城市国民健康保険規則において、「3 万円」と規定するように準備を進めております。

それでは、2 ページをお願いいたします。

附則をごらん願います。

附則第 1 項は、この条例の施行期日は、平成 21 年 1 月 1 日からとするものでございます。

附則第 2 項は、経過措置を規定しております。この条例による改正後の多賀城市国民健康保険条例第 7 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に基づく出産育児一時金の支給について適用し、同日前の上産に基づく出産育児一時金の支給については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。18 番昌浦泰己議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

1 点だけ確認しておきたいと思います。いわゆる来年の 1 月 1 日から、宮城県内、特に多賀城市にお住まいの方が出産した場合は、この適用を受ける医療機関というのは、ほとんど県内すべてというふうに理解してよろしいのでしょうか。その辺だけ確認したいと思います。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（相澤 明）

ただいまの御質問でございますけれども、宮城県の医療機関におきましては、100%加入をするということになっております。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 69 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 意見書案第 8 号 社会保障関係費の 2200 億円削減方針の見直しを求める意見書の提出について

○議長（阿部五一）

日程第 4、意見書案第 8 号 社会保障関係費の 2200 億円削減方針の見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の小嶋廣司議員から提案理由の説明を求めます。20 番小嶋廣司議員。

○20 番（小嶋廣司議員）

本日提出しております意見書案第 8 号は、社会保障関係費の 2200 億円削減方針の見直しを求める意見書についてであります。

平成 21 年度予算の編成に当たり、厳しい社会経済情勢に対処するため、国会及び政府に対し社会保障関係費の削減見直しを求めるものであります。

なお、本意見書案は、先日開催されました議会運営委員会において、全会一致をもって提出する運びとなりましたことを申し添えます。

議員皆様方の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。よろしくお願いたします。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより意見書案第 8 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 意見書案第 9 号 乳幼児医療費助成制度の創設を求める意見書の提出について

○議長（阿部五一）

日程第 5、意見書案第 9 号 乳幼児医療費助成制度の創設を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の小嶋廣司議員から提案理由の説明を求めます。20 番小嶋廣司議員。

○20 番（小嶋廣司議員）

意見書案第 9 号は、乳幼児医療費助成制度の創設を求める意見書であります。

安心して子供を産み育てる環境を整えるため、国の制度として乳幼児医療費助成制度の創設を求めるものであります。

本意見書も、全会一致をもって提出する運びとなりましたことを申し添えます。

議員皆様方の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより意見書案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 意見書案第10号 県の乳幼児医療費無料制度拡充を求める意見書の提出について

○議長（阿部五一）

日程第6、意見書案第10号 県の乳幼児医療費無料制度拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の小嶋廣司議員から提案理由の説明を求めます。20番小嶋廣司議員。

○20番（小嶋廣司議員）

意見書案第10号は、県の乳幼児医療費無料制度拡充を求める意見書についてであります。

本市においても、次年度から制度拡充を予定している乳幼児医療費助成について、県内の実施状況にかんがみ、外来分も小学校入学前まで助成していただくよう宮城県に求めるものであります。

本意見書も、全会一致をもって提出する運びとなりましたことを申し添えます。

議員皆様方の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。よろしくお願いたします。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより意見書案第 10 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 意見書案第 11 号 文化財保護補助金の拡充を求める意見書の提出について

○議長（阿部五一）

日程第 7、意見書案第 11 号 文化財保護補助金の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の小嶋廣司議員から提案理由の説明を求めます。20 番小嶋廣司議員。

○20 番（小嶋廣司議員）

意見書案第 11 号は、最後になります。文化財保護補助金の拡充を求める意見書についてであります。

「史都 多賀城」の具現化を図るため、史跡の公有化及び整備・活用並びに埋蔵文化財の発掘調査等に対する県の文化財保護補助金について、実質補助率を 2 分の 1 (50%) に戻して、補助金の拡充を行うよう宮城県に求めるものであります。

本意見書も、全会一致をもって提出する運びとなりましたことを申し添えます。

議員皆様方の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより意見書案第 11 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 請願・陳情

○議長（阿部五一）

日程第 8、請願・陳情に入ります。

陳情第 1 号 最低賃金の大幅な引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書採択を求める陳情書

陳情第 2 号 最低保障年金制度の実現を求める陳情

陳情第 3 号 商工会運営補助金要望について

陳情第 4 号 地球温暖化について

陳情第 5 号 防災について (AED 設置)

以上、5 件の陳情が提出されておりますので、その写しを配付いたしました。

この際、朗読は省略をいたします。

以上で陳情の報告といたします。

○議長 (阿部五一)

この際、各組合等議会の報告を求めます。

まず、宮城東部衛生処理組合議会の報告を求めます。10 番藤原益栄議員。

(10 番 藤原益栄議員登壇)

○10 番 (藤原益栄議員)

宮城東部衛生処理組合議会関係について、前回報告以降の御報告をいたします。

去る 10 月 10 日、平成 20 年第 3 回議会定例会が宮城東部衛生処理組合会議室において開催されました。

会議に付された案件は、承認 1 件、認定 1 件、補正予算 1 件であります。

承認第 1 号は、専決処分承認を求めることについてであります。これは地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の字句の整理を二つまとめて改正したもので、議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであり、審議の結果、原案のとおり承認いたしました。

認定第 1 号は、平成 19 年度宮城東部衛生処理組合会計歳入歳出決算の認定についてであります。これは歳入決算額 13 億 3,323 万 2,336 円で、歳出決算額 13 億 1,778 万 4,008 円で、差引額 1,544 万 8,328 円で、差引額のうち 800 万円は財政調整基金に積み立て、残額の 744 万 8,328 円は翌年度へ繰り越すものであり、審議の結果、原案のとおり認定いたしました。

議案第 6 号は、宮城東部衛生処理組合会計補正予算 (第 1 号) であります。これは前年度繰越金 744 万 7,000 円及び組合預金利子 9,000 円を追加し、基金繰入金を 745 万 6,000 円を減額し、歳入の財源組み替えを行うものであり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、宮城東部衛生処理組合議会の御報告といたします。

○議長 (阿部五一)

次に、塩釜地区消防事務組合議会の報告を求めます。17 番尾口好昭議員。

(17 番 尾口好昭議員登壇)

○17 番（尾口好昭議員）

塩釜地区消防事務組合議会関係につきまして、前回報告以降の御報告をいたします。

去る 10 月 2 日、平成 20 年第 3 回塩釜地区消防事務組合議会定例会が塩釜地区消防事務組合会議室において開催されました。

会議に付された案件は、認定 3 件、条例 1 件、財産の取得 1 件であります。

認定第 1 号は、平成 19 年度塩釜地区消防事務組合一般会計決算の認定についてであります。歳入が 20 億 2,299 万 1,406 円、歳出が 20 億 842 万 5,211 円、差額 1,456 万 6,195 円となっております。収支につきましては、歳入歳出差引額 1,456 万 6,195 円の残額を生じた決算となりましたが、この剰余金につきましては、全額を財政調整基金に積み立てるもので、審議の結果、原案のとおり認定されました。

認定第 2 号は、平成 19 年度塩釜地区消防事務組合介護認定審査事業特別会計決算の認定についてであります。歳入が 1 億 2,069 万 9,983 円、歳出が 1 億 1,492 万 7,352 円、差引額 577 万 2,631 円となっております。収支につきましては、歳入歳出差引額 577 万 2,631 円の残額を生じた決算となりましたが、この剰余金につきましては、全額を翌年度に繰り越すもので、審議の結果、原案のとおり認定されました。

認定第 3 号は、平成 19 年度塩釜地区消防事務組合障害者自立支援審査事業特別会計決算の認定についてであります。歳入が 259 万 8,482 円、歳出が 159 万 9,883 円、差引額 99 万 8,599 円となっております。収支につきましては、歳入歳出差引額 99 万 8,599 円の残額を生じた決算となりましたが、この剰余金につきましては、全額を翌年度に繰り越すもので、審議の結果、原案のとおり認定されました。

議案第 6 号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。これは株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであり、審議の結果、原案のとおり可決しました。

議案第 7 号は、財産の取得ですが、これは消防事務組合第 9 期 5 カ年計画に基づき、塩釜消防署に配置しております「大型高所放水車」を更新するものであります。これは契約 6,000 万円、消費税 300 万円で、6,300 万円の予算となっております。これは地方自治法第 96 条第 1 項 8 号及び塩釜地区消防事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を必要とする案件であり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

また、多賀城市議会の方から選出されています佐藤恵子議員より一般質問が出されております。消防の統合について現在の取り組み方について質問されました。1 案、3 案、5 案と、それぞれの中で、ただいま審議中という回答でございました。

以上をもちまして、塩釜地区消防事務組合議会の報告といたします。

○議長（阿部五一）

次に、塩釜地区環境組合議会の報告を求めます。18 番昌浦泰己議員。

（18 番 昌浦泰己議員登壇）

○18 番（昌浦泰己議員）

塩釜地区環境組合議会関係について、前回報告以降の御報告をいたします。

去る10月2日、平成20年第3回定例会が塩釜地区環境組合会議室において開催されました。

会議に付された案件は、認定1件、条例1件であります。

認定第1号は、平成19年度塩釜地区環境組会計決算の認定についてであります。これは歳入決算額3億5,019万6,556円で、歳出決算額3億4,411万5,673円で、差引額は608万883円となっております。差引額の全額を財政調整基金に積み立てるものであり、審議の結果、原案のとおり認定されました。

議案第8号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。これは株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うとするものであり、審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

去る11月25日に、塩釜地区環境組合議員全員協議会が塩釜地区環境組合会議室で行われ、塩竈斎場の移転候補地についての中間報告がありました。

以上をもちまして、塩釜地区環境組合議会の御報告といたします。

○議長（阿部五一）

最後に、宮城県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。8番森長一郎議員。

（8番 森 長一郎議員登壇）

○8番（森 長一郎議員）

宮城県後期高齢者医療広域連合議会関係について、前回報告以降の御報告をいたします。

原則年2回の定例会であることから、同議会は、前回報告以降開催されていないことを報告させていただきます。

以上をもちまして、宮城県後期高齢者医療広域連合の議会報告といたします。

○議長（阿部五一）

以上で組合等議会の報告を終わります。

○議長（阿部五一）

以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これにて平成20年第4回多賀城市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後3時05分 閉会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年12月11日

議長 阿部 五一

署名議員 柳原 清

同 佐藤 恵子